

---

---

平成25年第2回大和町議会定例会会議録

---

---

平成25年3月4日（月曜日）

---

---

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

---

---

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	都市建設課長	大 畑 憲 治 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	町民生活課長	高 橋 正 治 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	会計管理者兼 会 計 課 長	八 島 時 彦 君
総 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	教育総務課長	菅 原 敏 彦 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 恵 右 君	生涯学習課長	森 茂 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	総 務 課 危 機 対 策 官	瀬 戸 正 志 君
税 務 課 長	庄 司 正 巳 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	千 葉 良 紀 君
保健福祉課長	瀬 戸 啓 一 君	産 業 振 興 課 企 業 誘 致 官 対 策 官	浅 井 茂 君
子 育 て 支 援 課 長	高 橋 正 春 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 官 対 策 官	石 垣 敏 行 君
産業振興課長	高 橋 久 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 査	藤 原 孝 義
班 長	千 坂 俊 範		

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

開会前に、上下水道課長より議案書の訂正の申し出がありますので、  
上下水道課長から説明願います。上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 (堀籠 清君)

おはようございます。

本会議開会前の貴重な時間を割いていただきまして、大変申しわけございませぬ。

議会の初日に、議案書242ページでございますけれども、議案第31号の大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきますましたが、この条文中、第45条の4、3号の水道技術管理者の資格に関しまして、条文ですが、「前2号に掲げる者と同等以上の技術を有すると町長が認める者」とすべきところを「管理者が認める者」と表示しておりましたので、ここの部分につきまして「町長が認める者」と訂正をさせていただきたく存じます。大変申しわけありませんが、よろしく願いを申し上げます。失礼いたします。

議 長 (大須賀 啓君)

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、16番大崎勝治君及び17番堀籠日出子さんを指名します。

---

---

## 日程第2「議案第5号 大和町行政区設置条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第2、議案第5号 大和町行政区設置条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。11番平渡高志君。

11番（平渡高志君）

この条例ですけれども、各行政区に区長1名を置くというような条例ですが、これは現在、行政区に2名区長さんおるところが何カ所かありますよね。この整合性、1名でしょう、1名を置くけれども、行政区に2名いる区長がいるんじゃないですか。落合の相川とか三ヶ内とか舞野は行政区2つになってんですか。総会だりは2つに分けてやってんでない、1回にやってんじゃないですか。これちゃんとしないうちに、この条例は決められないんじゃないですか。だって三ヶ内というのは行政区2つになってんのすか。何で分けなぐないのかな、あそこ同じ部落であって。2つ離れてんならわかるがね。結局、下檜和田、上檜和田、または大平、うちらほうでも3区になってっけども、しっかりした区割りになっていて、離れていて。私それは前から言ってんだけども、行政区のあれでね。それで、運動会なんかでも全部行政区が1つになって出てるはずなんです。それいつまでこのままにしておくのかな。結局1人区長を置くごとに40万円ぐらいの区長手当が出てるはずなんですよね、ある程度平均して。落合の場合は総会も一緒にして、相川にしろ、舞野にしろ、三ヶ内にしろね。運動会だって1つになって行政区で出てるという話ですよ。それをしっかりしないことに、この条例を決めて、各行政区に区長1人というふうに定めるのであれば、これもやはり訂正しなぐないんじゃないですかね。町長、その点、前にも総務課長に私は随分質問しているんですけれども、町長の考えとしてはいかがかお聞きしたいです。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまの行政区の件でございますが、現在、大和町の行政区は今おっしゃったとおりといいますか、相川とか上、下という形なんですね、やっているのが現状でございます。それで、それぞれが1区ということで、それで60行政区でしたか、というふうになっております。上、下の分け方ということにつきまして、どういう観点からだったということがあるわけでございますけれども、これにつきましては、今、すいません、その経緯というのは詳しくは存じませんが、当時の一番昔からのスタートした段階での区割りだというふうに思っています。それで、相川上、下という言い方になっておりますが、区はそれぞれ独立した形の認識を町としてはしております。したがって、区長さんはそれぞれにお一人お一人がいるという現状でございます。

今現在、おっしゃるとおり一緒に活動をする部分もあるというふうに、いろんな行事によってはですね、なっておりますが、長い時代の中に人数が減ったり、人の数が減ったりという中でそういったことが今行われている状況があるというふうに思いますが、区としては独立している状況でございます。

それで、前にも区の合併とか分割といいますか、という形でいろいろ話をした経緯がございます。区長さん方に、代表の方々にいろいろご意見をもらった中で、そういったことも必要ではないかということがありましたが、町としましては、それぞれの区考え方によって、町から強制的にするのではなくて、区のほうの申し出といいますか、これからそうあったほうがいいということの申し出があった場合には町としても一緒に話し合いをしながらそういったことも進めてまいりましょうというお話をこれまでずっとやってきた経緯がございます。現在のところ、そういった合併なり分散といいますか、分割といいますか、そういったご意見は今のところ各区からは上がってない状況でございます。区割りにつきましては、いろいろ水利ですか、そういった問題とかこれまでのい

ろいろな経緯があったものですから、人数だけとか数だけではできないという判断の中で、町としまして区割りなり区の合併なりについてはそういった地元なりそういった地域からのご意見があった場合に一緒に取り組みましょうという形でやってまいりましたので、現在のところは具体的などころはないところでございます。

したがって、今、区につきましては、反町上、下ですか、そういう言い方になっているのが現状でございます。それぞれが独立した区というふうに我々は認識をしております。おっしゃるとおり、運動会とかそういった場合に一緒にケースもあるようでございますが、その件につきましてはそれぞれの地域の状況というものがあったというふうに考えております。

町としまして、現在のところはそういうことで、それぞれが独立した区ということでございますし、もしそういったものを一緒にするという考えがおありの場合は、区のほうからの申し出をいただいて、我々も一緒にその組織の改編とかそういうのがあればお手伝いしていくという考え方でございますので、現段階では現在の1区1区長さんという認識、その上に立って町として今現在おるというところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

それではいつまでたってもこの問題は片づかないと思いますよ。やはりこっちで行政で指導しない限り、地元から。でも聞きますと、とにかく区長さんのなり手がなくて大変だと。結局、三ヶ内地区のことを例に、私聞いた話ですよ、49軒、50戸もない中で、それも離れてるならわかりますけれども、1つの地区としてですよ、それでここを半分に切つて、ただ上、下と来た場合、区長さんはこっちはいない。ある程度該当できるような人、仕事とか入れるとか年齢的なものであって、ですからやめるにやめられないというような話で、仕方なく置いているというような状況なんですよ。総会も一緒、実行組合も一緒なんですよ。実行組

合も2つに分かれてんなら私は、農業関係も全部一緒にして、だったら何も副区長さんでいいんでないのかと、こっちから区長というのを1人でいいんでないかと、私は思うんですよ、やはり。ちゃんとした、20戸でも30戸でもしっかりした実行組合長、またいろんな役職全部1つずつあるんなら私はいいんですけれども、何で区長だけ2人いて、あとのある程度農業関係は1人しかいないんだと。やはりちょっと整合性とれないんです、これは。ですから、こっちからでなくあちらから来たということは、やはりあっちだって2人いれば楽ですから、それは、町で手当くれんですから。それはこっちでやっていかなければ、幾ら条例だけ改正したって、上辺だけの条例なんじゃないですかね。やはり行政区というのは1つにきっちりしてもらわないと、いろんな面で、今回我々の文書配布のこともありますけれども、やはりちゃんとしたことをしてもらわないと私は納得いかないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

区長さんのなり手がなくなるとかそういった事情があるとすれば、そういったことについてのご意見、もう一度確認をしたいというふうに思っております。

我々は決して合併するとか言っているわけではなくて、どちらを主体にするかということで、議員は町からという話でございますけれども、それにつきましては今までも区長さんたちともいろいろずっと、経過もご存じのとおりいろいろご意見をもらってきたり何かしているところがあります。それで、区のほうで、もしそういうことでどうしても区長さんのなり手がいない、一緒になったらいいということであれば、それは我々やぶさかでないということでございますので、積極的でないという言い方があるかもしれませんが、区の気持ちをまず大事にしたいということを考えています。人のつながりというものは、やはりそういった部分での昔からのいろんなつながりがあったり、そういうのもある



うと思いますし、もちろん農家のこともございますし、通常のこともございまして、それについてはこれがこうだから、これがこうだからと線がずっと引けるのであれば非常にわかりやすいところではございますけれども、このことについてはこうだけれども、このことについては入り組んでいるとかというのもその地域によってはいろいろあるというふうには私は考えております。したがって、そういったことを、今、議員お話しのように、なり手がいないとかというのは我々もいろんなところで聞くところでございますけれども、そのエリアはちょっと私聞いてなかったんですけれども、そういったことも事情としてはある、現状もあるというふうに思っております。なお、区長さん方にその辺の実情、確認をしながら考えてまいりたいということでございます。

そういうことで、現在のところは現状の区割りの中で今回の条例については提案させていただいたところでございます。（「終わります」「関連」の声あり）

議長 （大須賀 啓君）  
15番中川久男君。

15番 （中川久男君）

前者と同意なんですけど、この行政区の設置条例そのもので、私もこの区の見直しはやらなくてならないんでないのかなというのは重々、今、町長の答えによると、行政区内の線引き、これ城内西区でも問題になりまして、非常に大きな範囲だと、世帯数も吉岡ナンバー2ぐらいだというような中で、このような三ヶ内上、三ヶ内下であれば、今本当に子供たちが少なくて、家族はそのまま残っているんだろうけれども、やはり上、下で区長の交代制とか、上が行政区の区長になるのであれば下が副区長とか、次の年は区長とか副区長とかと回り番みたくして、1つでも志田町地区とか城内南1丁目とか。西原でもそうですよね。城内西原地区に南1丁目の住所があるんですよ。そういうことを関連した中で地番変更なり直すならいいけれども、北四、妙勝寺の新しいスタンドの裏は南1丁目でございます。そういうような観点から、やはり早急なそうい

う見直し対策、町長は行政区からそういう申し出はないというようなお話がありました、これは十分に城内西区でもどのように線引きをしたらいいかという検討された場合があります。そういうことを密に町では把握しながら、よりよい行政区の運営、そして住んでよかったまちづくりをやるのが本当でないのかなど。既存の昔の上、下、中、大角であれば松坂地区と大角が合同なって区長の回り当番とか、そうやって逆に団地が大きくなっているところは逆にそこを線引きをかけて、よりよい町の情報をやるべきだと私は思いますが、いかがですか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おっしゃるとおり、行政区とかそういったものは、よりよいまちづくり、地域づくりというものの基本となると思っております。したがって、おっしゃることはそのとおりだと思います。そういう中でございますので、地元の人たちの意見といいますか、そういうのをやはり大切にすることが非常に重要なことだと思っております。

数字的な割り振りまたは道路でというのはもちろんそういった線引きというのはある程度必要なところでございますけれども、新しいところとこれまでであったところ、それはちょっと状況が違うと思うんですね。やはり新しいところのまちづくりというのはこれからつくるわけですから、そういった線の引き方をきちっとやるということがあります。確かに南のあそこについてはちょっと変則になっているところがございますので、そういったことでちょっとご不便かけているし、西地区も非常に多くなっておりますけれども、そういったところの事情が変わってきている現状もあると思えます。ただ、そのとおり、地元の人といいますか、住んでいる方々の利便性といいますか、生活環境の大切さといいますか、そういったこともあるわけでございますので、そういったことも含めて考えていかなければいけないと思っております。

私は決して今のままでいいというふうに言っているものではもちろん

ないわけでございますけれども、おっしゃるとおり多くなっているところ、人数がふえているところ、または残念ながら減ってきているところというのがあられるわけでございますから、そういった数字的なものについては当然町のほうでも把握はしておりますけれども、その行政区、地区の皆さんの生活エリアとした場合に、そのことが数字だけではなかなかいかない部分があるので、やはりそういった地元の住民の声を聞くということが非常に大切だというふうに思っています。そういった中で、来てないからという話になってしまうと確かに今のところそういう正式には来てないということでございますけれども、そういったご意見があるということ、我々も、議員からもお話ございますので、機会あるごとに区長さん方とそういった状況についての現状と今後の考え方というのは常に連絡を密にとりながらやっていかなければいけないと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

1 5 番 （中川久男君）

町長のおっしゃっていることは私もわかります。そういった関係の見直しそのものもその時期が来るんでないかというような町長の答弁でございますが、ぜひともやはりその辺の調査なり、行政区の今の行政の中で、どこが苦勞しているのか、大きいところは、逆に小さいところほどのような苦勞があつて2つになっているのか、そういうような、町長が定めるとなっているんですから、そのようなご意見なり町長のほうに寄せられる、アンケート用紙でもこれまでやったことがあるんでしょうか。町長は見直し、見直しと言っていますが、そのような調査もあつてしかるべきでないのかなと。実際に3・11あつてからその避難経路なりそういうものも非常に混乱していますので、ぜひその辺の行政区、区長に対しての条例の見直しであれば、条例の見直しなりを検討するんだが、こういうような案件についてお答えくださいとか、町長、やる気ありますか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

やる気ありますかって、いつもやってるんですね、このことについてはですね。ですからこういった条例の変更も出てきているんです。それから、区長さん方にも、何年か前になりますけれども、区はこのままでいいのかどうかというのを区長さん方に委員会をつくってもらって、そしてやってもらった結果のもので今動いているんです。それで、統合したほうがいいというような地区も数字的にはあるということもご意見もっております。ただ、地元の意見を大切にしていってほしいというところであって、ですから我々とすれば、区長さん方に毎年区長会するときにはお伺いを立てているはずなんです。それで、区から、今こういう状況で、例えば人も少ないので、どうしてもなくなっているとかというご意見があればと言ったらまた消極的に言われるかもしれませんけれども、そういったご意見、現在のところは正式にといたしますか、来てないところがございます。

なお、これは毎年区長会とかやっておりますので、議員おっしゃるとおり、区長会さんとか、区長会だけではないのかもしれませんが、全体のアンケートというのはなかなかとれないものですから、やはり代表する方、区長会というふうになってまいりますけれども、そういった方の意見をちゃんと聞きながら進めてまいりたいというふうに考えます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
ほかにございませんか。5番松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

今回の大和町の行政区設置条例ですね、各区長さんにとりましては、連絡区長という名称から行政区長ということに変更なることによって、区長さんの何ていうんですかね、仕事というか、やりがいというか、そ

ういうふうなことに大きく左右するんじゃないか、やりがいが出るんじゃないかと、こういうふうに思います。

あと、2点確認事項ですが、区長さんは大和町の特別職員と、こういうふうになっておるんですが、この特別職員というのは、兼職ですね、うちの区で問題になったんですが、区長は町議会の議員と兼務できるのかどうか、これ問題になったんですけれども、この確認と、もう一つは任期ですね。聞くところによると2年の任期のところもあるし、3年のところもあるんですよというふうなことなんです、この辺の見解、今回3年と決めていいのかどうか、この2点について確認をいたします。

議長 （大須賀 啓君）

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 （伊藤眞也君）

ただいまの議員との兼職ということですか。調べたわけではございませんが、一応特別職で、通常、議員選挙の場合、区長さんは特別職の公務員ということになっておりますので、議員にはかかわらない形ということで選挙管理委員会のほうからお願いしている形になっております。ですから、やめて立つということであればよろしいと思いますが、そのままというのはまずいのかなというふうには考えております。

あと、任期の件につきましては、これにつきましては各地区の、町では一応3年間ということで条例で今までも定めております、今度も3年間ということで。ただ、各地区によってその任期がずれている地区もございますので、それにつきましてはその際に途中での交代というのも可能でございますので、地区でそういう任期を決めている、前から多分決めていると思いますが、それについてはその際に退職なさった場合の届け出を出していただいて、ただ町の任期は3年間ということで決められておりますので、その際に再度こちらには区長の推薦者ですかね、あれを出していただいているというような形で今は進めている状況でございます。

議長 (大須賀 啓君)  
松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

町議会議員と区長の兼務ですが、うちの区でかなり詳しく調べた人がおりまして、できないことはないんじゃないかと、文書で禁止をしていることはないよというふうなことで、かなり説明に困ったというか、文書化したものが何か、議員必携も見たんですが、それないんですよ。町議会は行政区長と兼務して悪いというか、そういうことがない。これが何かその辺もう一つはっきりすればいいのかなというふうなこと。

あとは任期ですね。この際、この文書を出すに当たっては、3年にしますよと、これをある時点で徹底して、あるところはこうだ、あるところはこうだという説明は、この文書を出した後はきかないと思うんですよ。ですから、今回出したということについては、ある時点から、例えばことしの4月1日からこういうことでやりますよと、直してくださいと、こういうふうな一本化というか、その努力が必要じゃないかと思えます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)  
総務課長伊藤眞也君。

総務課長 (伊藤眞也君)

兼職の件については、またこちらで確認させていただきたいと思いません。

あと任期の件でございますが、任期についてはこのような形で何年から何年、3年間ですよということではこちらでは区長の皆さんにも周知はしておりますが、なお各地区のご都合もちょっとありますので、その辺の統一感といいますか、その辺のお話はしたいと思えますが、各地区の事情も多分あると思えます。その辺はお話をしたいと思えますが、統一できるかどうかここではお話しできないということでございます。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。8番藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

ちょっとお聞きしたいんですけれども、吉岡南第二土地区画整理組合の関係ですね。あそこの地域、最近までは直接いろんなものが郵送されていたというようなことをお聞きしております。それで、今は班長さんが選ばれて、その方を通じてというようなことで、要するにあそこは吉岡南3丁目区ですか、3丁目区ということで今回よろしいのかなということでお聞きしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 （伊藤眞也君）

吉岡南第二地区、区画整理地内の関係ということですか。それにつきましては、現在の考えとしましては、吉岡南第二区画整理事業地内につきましては、洞堀川を挟みまして北側が現在の吉岡南三丁目地区に入ると。あと南側ですか、あれについては将来的には独立した1つの区にしたいというふうなことで考えております。現在はこちらからの、町からの配布物等につきましては吉岡南三丁目の区長さんをお願いしまして、班長さんを南第二地区のほうにもお願いしまして、そして今、班長さんから各世帯に配布していただいているというような状況でございます。今のところまだ南第二地区内のほうでのまとまり、まだちょっとついてないところもございますので、もう少し時間をいただきまして、洞堀川南側につきましてはもう少し地区の統一性といいますか、まとまりがつき次第、独立した区として設置したいなというふうに考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

### 日程第3「議案第6号 大和町暴力団排除条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第6号 大和町暴力団排除条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

### 日程第4「議案第7号 大和町保育所条例」

議長（大須賀 啓君）



日程第4、議案第7号 大和町保育所条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5「議案第8号 大和町指定地域密着型サービスの事業  
の人員、設置及び運営に関する基準を定める条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第5、議案第8号 大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6「議案第9号 大和町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第6、議案第9号 大和町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7「議案第10号 大和町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第7、議案第10号 大和町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8「議案第11号 大和町町営住宅等整備基準条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第8、議案第11号 大和町町営住宅等整備基準条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9「議案第12号 大和町町道の構造の技術的基準を定める条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第9、議案第12号 大和町町道の構造の技術的基準を定める条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10「議案第13号 大和町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第10、議案第13号 大和町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11「議案第14号 大和町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第11、議案第14号 大和町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12「議案第15号 大和町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第12、議案第15号 大和町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13「議案第16号 大和町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第13、議案第16号 大和町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14「議案第17号 大和町職員の給与に関する条例の  
一部を改正する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第14、議案第17号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15「議案第18号 大和町議会の議員その他非常勤の  
職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正  
する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第15、議案第18号 大和町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第16「議案第19号 大和町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第16、議案第19号 大和町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第17「議案第20号 大和町廃棄物の処理及び清掃に関



する条例の一部を改正する条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第17、議案第20号 大和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18「議案第21号 大和町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第18、議案第21号 大和町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第19「議案第22号 大和町地域活動支援センター条例  
の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第19、議案第22号 大和町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第20「議案第23号 大和町認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第20、議案第23号 大和町認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第21「議案第24号 大和町デイサービスセンター条例  
の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第21、議案第24号 大和町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第22「議案第25号 大和町営住宅管理条例の一部を改正する条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第22、議案第25号 大和町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。4番渡辺良雄君。

4番 (渡辺良雄君)

第6条第2項「現に大和町内に住所を有し居住している者または勤務場所を有する者」、資格の中にこの2つが入っているんですが、少し疑問を感じましたのは、大和町に転入し、近隣市町村に通勤しようとする者、これはこの文から言うと入居の資格がないというふうにとってよろしいのかどうか質問させていただきます。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

渡辺議員のご質問にお答え申し上げます。

ただいまのご質問であれば、町に転入して、勤め先が町外という、それは町内に住所を有している者という解釈ですから、住宅に入居の条件は満たしているということになります。

議長 (大須賀 啓君)

渡辺良雄君。

4番 (渡辺良雄君)

これから入ってこようとする人は、移ろうとするのであれば「有し」ということでよろしいんですか。町営住宅にまだ入居してないわけですから、まだ住所がないですよ。それから職場も町内にない。両方なくとも予定していれば「有し」という解釈ができるということですか。

議 長 （大須賀 啓君）  
大畑憲治君。

都市建設課長 （大畑憲治君）  
お答え申し上げます。  
町内に居住してなければ認められないという解釈でございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）  
ですので、まだ大和町内に住所がなく、大和町に住みたい、住むところもアパートとかそういうところもあればあれなんですけれども、町営住宅に入居したい、しかしどちらも、住所もない、勤務地もない、その方は町営住宅に入れないというお答えになるのかなと思うんですが。

議 長 （大須賀 啓君）  
大畑憲治君。

都市建設課長 （大畑憲治君）  
そのとおりです、入居を認めるわけにはいかないということに。  
（「わかりました」の声あり）

議 長 （大須賀 啓君）  
ほかにはないですか。  
「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第23「議案第26号 大和町道路占用料等条例の一部を  
改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第23、議案第26号 大和町道路占用料等条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第24「議案第27号 大和町都市公園条例の一部を改正  
する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第24、議案第27号 大和町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第25「議案第28号 大和町都市下水路条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第25、議案第28号 大和町都市下水路条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第26「議案第29号 大和町下水道条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第26、議案第29号 大和町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第27「議案第30号 大和町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第27、議案第30号 大和町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。



質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第28「議案第31号 大和町水道事業給水条例の一部を  
改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第28、議案第31号 大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第29「議案第32号 宮床財産区職員定数条例等を廃止

する条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第29、議案第32号 宮床財産区職員定数条例等を廃止する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第30「議案第33号 吉田財産区職員定数条例等を廃止する条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第30、議案第33号 吉田財産区職員定数条例等を廃止する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第31「議案第34号 落合財産区職員定数条例等を廃止  
する条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第31、議案第34号 落合財産区職員定数条例等を廃止する条例を  
議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑  
に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前10時51分 休 憩

午前11時01分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

---

日程第32「議案第35号 平成24年度大和町一般会計補正  
予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第32、議案第35号 平成24年度大和町一般会計補正予算を議題と  
します。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑  
に入ります。

質疑ありませんか。ございませんか。6番門間浩宇君。

6番 (門間浩宇君)

それでは、1点、ちょっとお聞かせ願います。

事項別明細書の28ページ、教育費の中の学校給食センター費、補正で  
551万7,000円というふうに出ておるんですが、こういった金額なのかを  
お聞かせ願いたいと思います。ある程度人数、生徒も決まっているもん  
ですから、この時期のこの補正というのは、金額というのはちょっと大  
きいのかなと思います。お願いします。

議長 (大須賀 啓君)

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 (菅原敏彦君)

それでは門間議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回の学校給食の食材、賄い材料での補正につきましては、児童、生  
徒、教師それぞれおりますけれども、その給食の配食数というような  
ものは年度当初計画しておりますが、学校の授業の計画の中でプラスア  
ルファの部分が当然年度内で起きますので、そういった分を歳入のほう  
でも見合いの分を補正しておりますが、歳出の分でその分を給食の実施

回数にふやして今回精算見込みの中で補正するもので、ちなみに小学校ですと当初27万9,000回ほどございましたが、これが約29万7,000ほどというふうな形で、配食回数としては1万数千件というふうな形でふえております。また、中学校のほうにつきましても、当初13万1,000件というふうな、回数につきましては14万3,000件というふうな形で、配食回数が実際の現実の配食の計画でプラスというふうな形ございましたので、今回このような金額で歳入に見合った中での歳出の補正というふうに精算見込みでさせていただいたところでございます。以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）  
門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）

ご丁寧なご説明ありがとうございました。

そのことで、いろんな金額の補正、歳入歳出も出てくると思いますが、ならば補正きかないような形で計画的な数字を当初予算のほうに組み込んでいただければというふうに思います。

もう1点、趣旨としては別なんですけど、今、給食センター関係でアレルギーの問題が結構多うございます。当大和町の給食センターで何人ぐらいのアレルギーの児童あるいは特別食を用意しているのか、その1点だけお聞かせ願えれば、資料として持っていればお聞かせ願いたいと思います。

議長 長 （大須賀 啓君）  
教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

正確な数字は手元にはございませんが、現在のところ卵アレルギーの方が小学校でお二人、2校にわたってお一人ずつおいでですので、そういった分はその分を親御さんと学校と給食センターの栄養士と三者で話し

合いながら、今回はこのような食材で提供しますといった場合には保護者の方が給食の材料メニューを見まして、この分は遠慮しますというふうな見合いの中で、そこを停止するというふうな親御さんの申し出をいただいてやるという形で、実際は特別食はつくっておりませんので、そういった三者の中での給食材料の明示というふうなもので保護者の皆さんがそれを判断するというふうなやりとりを進めてございまして、現在そういったものにかかわる事故等は一切ございませんので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。11番平渡高志君。

11番 （平渡高志君）

事項別明細書の21ページ、2項1目道路維持費の中の除雪費、今回4,500万円を計上しておりますが、前回、当初予算では5,000万円、臨時で3,000万円、また今回4,500万円と。1億3,000万円の除雪費がかかっておるわけですが、除雪するのと融雪剤と大体どれくらいの割合で融雪剤がかかっておるか、ちょっとお聞きします。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 （大畑憲治君）

ただいまの平渡議員の除雪と融雪の割合というご質問に対してお答え申し上げます。

1月末現在で車道の融雪が2,950万円、除雪につきましては3,960万円というような金額になっております。（「1億3,000万のうちですか」の声あり）

ただいまの金額につきましては1月末現在の金額です。2月分の金額はまだ入っていませんし、当初予算で5,400万円、1月31日の臨時議会で3,000万円ご承認いただきましたので、8,400万円の分が今の金額という

ふうになっております。（「2,900万円と3,000何ぼで8,000何百万はなんないんじゃない。もっと割合が」の声あり）

大変失礼いたしました。

融雪の割合は大体6割が融雪剤散布業務で占める割合で、残りの4割が歩道の除雪、それから車道の除雪というふうな大体の割合になっております。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

11番 （平渡高志君）

相当6割が融雪剤ということで、今回の雪で結構積雪量があったんですが、除雪をしないで、融雪剤をその上にまいていくために、相当、何ていうか、変に、掃かないもんですから、その上にただ融雪剤をまいた経緯が結構あったんです。それで道路状態が変に圧雪もしない、ぐちゃぐちゃ、ハンドルは取られるはで、大変、吹きだまりのところなんか、除雪をしないで融雪をまくんですよ。私、このやり方がおかしいんじゃないかと思います。やはり降ったら、何センチ以上降ったら必ず除雪をして、あと融雪というのは、凍結するような状況で降るんであればいいんですけれども、雪が10センチぐらい積もった上に除雪をしないでそのまままいている状況が結構あったんですよ。そういう点どういう指導しているんだかちょっとお伺いします。

議長 （大須賀 啓君）

大畑憲治君。

都市建設課長 （大畑憲治君）

今の平渡議員のご質問なんですが、除雪は幹線道路、いわゆるバス路線とか重要な幹線路線につきましては5センチ以上の積雪の場合には除雪、そのほかは10センチ以上の積雪で除雪というふうな体制で臨んでおりますけれども、ことし、議員おっしゃるとおり、なかなか除雪機械、

足の速いというか、トラックでやればどうしても路面の上に雪が残ってしまっていて、議員ご指摘のとおり、そこに融雪剤をまいたらば、その表面だけがシャーベット状態になって走行に支障を来しているという苦情も大分あったわけなんですけど、業者のほうにもそのようなことのないように指導はしているつもりなんですけれども、なかなかその指導が行き届かなかったのかなという反省は今現在しているところがございますので、今後の除雪体制につきまして、今ご指摘のことを踏まえまして臨みたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

逆に、6割が除雪で、4割もしくは3割が融雪ならわかるんですけども、この見直しも、ただやはりまいていくほうが業者は楽だと思ひます、はっきり言ってね。ただ、圧雪のままのほうが私たちは本当走りやすいんですよ、逆にね。それを逆に10センチのしたところに上にかけた場合、本当さっき言ったとおりシャーベットで、皆さん大変だったと思ひます。だから、それより狭くて対向してるとき、ハンドル持たせてがって危ないケースが結構ありました、私も歩いて。ですから除雪のあり方を、やはり1億3,000万円も使ってやるわけですから、今後やはりもう少し業者と綿密な打ち合わせの中で、やはり6割を除雪してから本当に危ないところを融雪という感じならわかるんですけども、今のやり方ではちょっとむだな金をただ道路にまいてんのかなという思ひが随分ありますので、今後検討していただければと思ひますが、もう一回答弁お願ひします。

議 長 （大須賀 啓君）

大畑憲治君。



都市建設課長 （大畑憲治君）

議員ご指摘のとおり、今後の反省材料とさせていただいて、次回からはおっしゃるとおり検討させていただきたいと思いますので、ご理解していただきたいと思います。

以上でございます。（「終わります」の声あり）

議長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。14番馬場久雄君。

14番 （馬場久雄君）

二、三点お伺いいたします。

事項明細書の11ページ、文書広報費、印刷製本費で100万2,000円がマイナスになっているんですが、これは「広報たいわ」というふうなご説明でした。これは毎月の1冊当たりの単価は違うんでしょうけれども、思いのほか安くなったということで、入札の関係なのかどうか、その辺ちょっと説明をいただきたいと思うのが一つ。

それから、諸費の中の防犯対策費55万5,000円、これは光熱水費と修繕料という内訳になっているんですが、この光熱水費と修繕料の内訳、説明あったかどうか、ちょっと私聞かなかったかもしれませんが、もう一度ご説明いただければと思います。

もう1点なんですが、17ページの環境衛生費で狂犬病予防費が42万8,000円ほどマイナスになっておる。狂犬病の注射といいますか、それは必須でありますので、これだけの減額というか、マイナス補正ということはどういったことが考えられるのか、その辺も説明を加えていただければと。

以上3点お願いします。

議長 （大須賀 啓君）

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 （伊藤眞也君）

馬場議員の2・1・2文書広報費の印刷製本費の関係でございます。これにつきましては入札の結果ということでございますが、当初の積算、1ページ単価で積算するんですが、当初1円でございます。それが66銭ということで、結構こちらで考えていたより安く落札したということで、現在毎月9,800部、そしてページ数はその月によって違うんですが、そうすると1ページ当たりの単価でございますが、年間にしますと結構なページ数になりますので、その差額分で今回精算見込みということで、減額補正ということにさせていただいたところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 （大畑憲治君）

馬場議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

13目諸費の中の防犯対策費55万5,000円の内訳というお話でございましたが、説明書きの欄に光熱水費、電気料なんですが、これの不足分が37万2,000円という額になっております。私も初めて知ったんですが、電気料の中には燃料費調整額というのが含まれているそうなので、基本料金は変わらないんですが、この燃料費調整額というのがガソリン等の値上がりでこれがプラスされている分が上がったということで、今回37万2,000円をご承認をお願いしたいという内容でございます。

それから、修繕料の18万3,000円につきましては、今現在、防犯灯、球切れの箇所が13カ所ありまして、その修繕料という補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長高橋正治君。

町民生活課長 （高橋正治君）

馬場議員のご質問にお答えいたします。

狂犬病注射につきましては、当初1,015頭を見込んでおりましたが、842頭でございまして、173頭が減ということでございます。これにつきましては集合注射ということで、役場のほうで集めまして行っているものでございます。そのほかに獣医さんのほうで行っているものが483頭でございます。その他としまして、ほかの地区で行った方がおりまして、全体で1,772頭でございしますが、実施率が1,443頭で81.4%が注射しております。してない犬につきましては町のほうから通知を出しまして、するように呼びかけと、あと実際にいなくなった犬とか死亡したような犬もおりますので、それについて町のほうに届けを出すよう指導しております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

1 4 番 （馬場久雄君）

「広報たいわ」に関して、入札の関係ということで、ちなみに、さっき説明ありました9,800部ですか、こういった形で思いのほか安くでき上がったとすれば、今後もっともっと広報の範囲といいますか、その分を部数を例えばふやして、もっともっと足りないところに回せるとかという考えも出てくるわけで、今現在9,800で十分間に合っているとすればそれでよしとするんですけれども、たまたま近い広報の裏ページに書いてあるやつを見てみたんですが、12月はやはりページ数が多いから24円でしたよね。1月が21円、2月は薄いから19円というふうな、そんな感じで毎月違うようです。ですから、こういった浮いた部分をもっと配布をしたいなというふうなところがあればもっと効果的なのかなというふうに思ったところあったもんですから、もう一度お伺いをいたします。

それから、防犯対策に関しましては、失礼いたしました、思い出しました。常任委員会でも説明あったところなんです、大変申しわけございません。そういったことで、電気料の値上げ部分というふうなご説明を頂戴しました。重ねて言ってしまったこと、申しわけないと思っています。

それから、今の狂犬病なんですけど、81.4%の受診率というんですか、それは死んだり何だりということで、妥当な数字と考えているのかどうか、それと、やはり集合で来る場合に受診率というのか、注射を受ける割合が少ないということは、例えば場所の関係とか、1カ所、2カ所だから行きづらいとか、そういったこともあると思うので、もっと例えば小まめにやったほうが受ける率が多くなるのかなと。あとは獣医さんのところに行って受けるという方ももちろんおるんですけども、全体的に例えば81.4というのは妥当ではないかというふうに判断なされるかどうか、その2点をお願いします。

議長 （大須賀 啓君）  
総務課長伊藤眞也君。

総務課長 （伊藤眞也君）

広報紙の印刷関係でございますが、当初予算で見ておった部数9,500部で積算しております。現在、実際9,800部やっております。その分、人口もふえていますので、その分がふえているという形になりますが、そのほかにコンビニのほうに置いて、そこから自由にとっていただいているということもやっております。また、行政関係機関、あと企業の要望あるところにもこちらではやっておりますので、年々ふえているような状況でございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）  
町民生活課長高橋正治君。

町民生活課長 （高橋正治君）

お答えいたします。

集合注射で行っているのは842頭で、獣医さんが483頭ということで、獣医さんの数も大変ふえております。集合注射につきましては、集会所等も借りまして、箇所数をふやして実施しているところでございます。実際81.4%というのは、本来であれば全頭が受けたくないものでござい

ますので、まだ低いなというふうに感じておりますので、今後努力させていただきます。

議 長 （大須賀 啓君）  
馬場久雄君。

1 4 番 （馬場久雄君）

今の「広報たいわ」の件なんですが、さっきの区長のお話もありましたけれども、やはり吉岡地区が非常にアパート関係が多く今出ております。やはり広報配布はするんですが、なかなか読んでいただいているかどうかというのは不可思議なところはあるんですが、果たして毎戸に行ってるかどうかというものを確認はしていません。ですから、そういったフリーに手にとって持って帰って見るとか、あとは公共の場所で見られるようなことをもっともっと広めていかなければ、コンビニに置いて、不足になりましたということもあったのかどうかわかりませんが、そういったこともあれば答弁にあわせてお聞かせいただければと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
総務課長伊藤眞也君。

総務課長 （伊藤眞也君）

今の馬場議員、アパートの関係も出ました。確かに、今、区長さんを通して配布しておりますので、アパートの分まで全部、こちらで確認はしてありませんが、その部数は全部やっておりますが、ただ、アパートの場合ですとやはり配布漏れがある可能性がございます。その分としてコンビニのほうに全部、町内のコンビニさんに当たりまして、了解いただいたコンビニさんのほうにはこちらで毎月そこに設置していただいて、そこから自由にとっていただいているというやり方をとっているところでございます。そのほかにもこちらで、一応今のところでは大体コンビニさんのほうのやつでは間に合っているというふうにこちらで感じてお

ります。また、そのほかに、各公共施設といいますか、役場の窓口とかそういうところにも予備の分として置いておりますので、そういうところに来ていただければ、そこで配布しているという形をとっておるところでございます。（「終わります」の声あり）

議長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。1番今野善行君。

1 番 （今野善行君）

それでは、事項別明細書の25ページの9款3項の中の教育振興費で学校図書支援員の減額があるんでありますが、この内容についてお伺いしたいと思います。また、減額になった理由と、その辺お伺いしたいと思います。これが1点であります。

それから、総体的なことなんですが、こっちの議案書の247ページと249ページの関連なんですけれども、247ページの国庫補助金が、負担金ですね、4,700万余り減額なっているわけでありましたが、ばぐっとでいいんですけれども、この減額になった理由と、これに対応する歳出の部分の概要をお伺いしたいと思います。

以上2点お願いします。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

それでは、今野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点の中学校費の中の振興費、学校図書支援員でございますが、学校図書支援員につきましては中学校それぞれお一人ずつ配置してございます。その出勤の実績見込みというふうな形で、今回年間に要しております計画と実際の配置の中での日数というふうな見合いの中で、精算見込みの中で今回減額というふうな形で精算をこのように補正でさせていただいたところでございます。よろしくお願いたします。

議長（大須賀 啓君）  
財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

今野議員の国庫支出金によります減額の理由というお話でございます。これにつきましては事項別明細書の5、6ページをごらんになっていただきたいと思っております。

ここに15款1項というふうな形で国庫支出金の内訳が掲載されております。それで、民生費国庫負担金につきましては、例えば330万9,000円が補正額というふうなことで動きがわかるような表になってございます。それで、一番大きいのににつきましては15款1項2目災害復旧費負担金というふうなことで、これにつきましては主なものは土木関係の災害復旧の国庫負担金でございます。これが大きく4,433万8,000円減額になりまして全体の国庫負担金が減少したというふうな状況でありまして、歳出につきましても災害復旧の現年分でこの分が事業量が落ちたことによりまして減額になっているというのが主な要因でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）  
今野善行君。

1 番（今野善行君）

1つは前段の学校支援の関係ですが、この方々は常勤とかじゃなくて、日数が決まっているとか、そういうあいづではないんですか、勤務の体系ですね。

財政については理解しました。

さっきの支援員の関係ですけれども、その勤務体系とか身分的なところ、ちょっとお願いしたいと思っております。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

それでは、再度、ご質問にお答えさせていただきます。

図書支援員につきましては、1日当たりの時間数が雇用の契約というふうな形で、6時間とかそういうふうな時間で決まりますけれども、あとは学校の実際の勤務実績ということで、配置それぞれ2中学校に配置しておりますので、その中でどうしてもお休みをとる日もありますので、そういった見合いの中での最終的な実績というふうな形で、当初計画した日数より若干下がったというふうな部分でご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。（「わかりました」の声あり）

議長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。5番松浦隆夫君。

5番 （松浦隆夫君）

事項別明細書の15ページでございます。5目ひだまりの丘の管理費ですね。ひだまりの丘の修繕としてお風呂を直しましたと、こういうことなんです。このお風呂については、何ていうかな、楽しみにしている人がいっぱいおまして、これの原因と、あと工事期間とを教えてくださいなればと思っております。よろしく申し上げます。

議長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

お答え申し上げます。

ひだまりの丘のお風呂ですけれども、これはひだまりの丘のデイサービスのほうの小さいほうのお風呂でございます。皆さん方の民家の個人宅のお風呂と同じでございますので、ろ過循環ポンプが壊れたために湯沸かし不可能となったことによって、お湯をわかしたものをホースで



送っているということで、今回補正可決後に早速修繕したいと思っております。（「わかりました」の声あり）

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。2番浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

それでは事項別明細書の28ページをお開き願います。

10款3項1目の土木施設災害復旧費でありますけれども、このたび4,200万円ほどの減額の補正に至っておりますが、減額に至った背景及び今回この予算の執行おくれによる弊害がないのかという点に関しましてご説明をお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 （大畑憲治君）

浅野議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

10款3項の地震災害復旧費の5,380万円ほどの減額につきましては、当初、査定を受検して予算化をしたんですが、いろいろ労務、それから資材等の単価の動向がはっきり不安な面もあったもんですから、査定額の約1割増しを予算をいただいたというような状況でございまして、工事発注の際、改めて詳細な積算したものを今回発注して、橋梁の2カ所だけがまだ業者が決まってないという状況なんですけど、実際発注したらば単価についてもそう変動なかったということで、この分の5,000幾らという金額が発生したということでございます。ですから、この予算、こんなに戻して当初の目的を果たしたのかという疑問もあるかと思うんですが、そういうわけで1割増しを予算化したということでご理解していただきたいというふうに思います。

以上でございます。（「おくれによる弊害はないんですかという話のご回答がないんですが」の声あり）

地震災害、それから雨の災害につきましては、現場についてはほぼ8割、9割ほど完成しておりますので、このおくれについての弊害については今のところないというふうに思っております。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

ただいまのご答弁で、災害復旧に伴う資材等の高騰により1割増しの積算をされていたというお話でございまして、とはいえ、なかなか不調が続く中で、2つの橋の案件が不調に終わっており、結果その分の減額に至っているというふうに理解をさせていただきましたけれども、その結果として議案書251ページのほうに繰越明許費として今回計上される分、この2つの橋がその分に相当するのではないのかなというふうに思われますが、これから特に雪解けが終わって農繁期並びに梅雨の時期に入っていくに当たりまして、橋でありますから、対策としてはやはり梅雨前というところが基本ではないのかなと思われませんが、現状いつごろまでに完了する見込みで今考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいなと思っておりますのと、この案件に関してはある意味事業の内容は決まっていて、仮にほかの事業を行おうというような形で動かさないようなひもつきの状態になっているのかというところにつきましてご答弁をお願いします。

議長 （大須賀 啓君）

大畑憲治君。

都市建設課長 （大畑憲治君）

議案書の251ページの繰越明許費の関係でのご質問でございます。

今回、橋梁の災害復旧工事ということで、鶴巢の樵橋と落合の八幡堂歩道橋の2本の橋が、全部で5回入札をしたわけでございますけれども、5回とも応札者がゼロということで、そういう状況でまだ契約に至って

いないという状況でございます。

どうも橋梁の技術屋さんが沿岸部のほうに全部行っていて、こちらのほうに、内陸部のほうの橋梁災害復旧工に手が回らないという状況だそうです。国のほうの橋梁関係についても全てそういう状況で、大体橋梁を専門とする業者につきましては沿岸部のほうに全部出向いているということなんですが、ある程度復旧してくれば技術屋さんが、手があいてくると言ったらあれなんですけれども、内陸部のほうにも受注できるんじゃないかという状況でございます。

発注につきましては、やはり台風シーズン後ということなものですから、いずれことしについても、9月まで台風シーズンなものですから、現場については10月ごろの着工というふうに考えておりますけれども、発注、入札の手続関係はできるだけ早く執行したいというふうに考えております。7月か8月ごろ入札の手続をやって、業者のほうにはいつでもスタンバイオーケーというふうな状況で臨んでいただいて、繰り越しをしていただいたものですから、来年の3月までは完成させたいというふうな状況でございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)  
浅野俊彦君。

2番 (浅野俊彦君)

沿岸部のほうの橋梁工事が優先という中で、なかなか業者が見当たらないというお話で、ある意味やむを得ない部分もあるのかなとは思いますが、10月の着工ということで、であればなおさらのこと、これから先、台風シーズン迎えますので、2次災害等の起きないように必要な手だてのほうを進めていただきながら、来年の3月の完成というところですか、目指していただいて進めていただきたいと思います。予算的にはそのまま繰り越しをできるということで考えていけばよろしいですね。ぜひ2次災害の起きないように事前の策を打っていただきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。10番伊藤 勝君。

10番 (伊藤 勝君)

21ページの道路維持費、除雪についてお伺いたします。

国は除雪費として1,000億円余りを都道府県に出しているんですけども、宮城県にも社会資本整備総合交付金ということで1億9,600万円を出しております。そういう部分で本町としても申請とか助成のさらなる手続か何かやって県からの助成金というのはどのぐらいいただけるものなのか、その辺お聞きしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

伊藤議員の除雪費に関します特定財源というふうなご質問であります。除雪費につきましては、特定の地域、こっちの北のほうがかなり被害を受けるというふうな形でありますので、特別交付税というふうな形で措置されております。これにつきましては、今現在、県の市町村課のほうに取りまとめまして、今現在どのくらいかかっているかというふうなのにつきまして1月分まで県のほうに報告しております。それによりまして3月交付分というふうな形で特別交付税措置される予定になってございます。額につきましては、これから積算されますので、まだ未定というふうな状況でございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。13番高平聡雄君。

13番 (高平聡雄君)

事項別明細書15ページ、先ほどひだまりの丘のデイサービスの風呂の件で質問あったんですが、この件で委託者側の負担というのは全くない

という工事になるのか。あわせて、契約上、委託者側が負担すべきものというのはどの範囲になるのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それと18ページ、農業委員会費の13節委託料で減額18万9,000円、この事業が水田台帳整備というふうに私伺った、説明があったやに記憶しておりますが、このことについて、現事業について予算と事業の内容、改めて教えてください。

それと25ページの学校管理費の19節負担金、これの補助金でアイスホッケーに2万4,000円の補助ということで、額が余りにも小さくて、これだけなのかどうか。アイスホッケーの部活なんではないかね、このことについて詳しく教えていただくとともに、この2万4,000円の積算の内容についてお聞かせいただきたいと思います。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

お答え申し上げます。

ひだまりの丘の委託の関係でございますけれども、ひだまりの丘につきましては議員ご承知のとおり指定管理者という形でお願いしておりますけれども、一般的な考え方としまして、委託者、受託者の使い分け等はそれぞれいろいろ協議する部分もございますけれども、一般的には通常の維持管理に伴うものは受託者が維持管理費等はお支払いすると、直接。建設当初の建物に付随するもの、今回はお風呂ですから微妙なところはございますけれども、建設当初の建物に付随するものにつきましては委託者のほうでこれを支払っていくということで、一般的に、何ていいますか、物を例えて大変恐縮でございますけれども、アパートの大家さんと賃借人という関係と類似しているものかというふうに捉えております。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

農業委員会事務局長石垣敏行君。

農業委員会事務局長兼農林振興対策官（石垣敏行君）

お答えいたします。

この農業委員会費のシステムにつきましては、農家台帳基本システムというシステムでございまして、これは平成23年度に補助事業で導入したものでございまして、内容につきましては農家の世帯状況でありますとか農地の所有状況等についてシステムで管理しているものでございます。それが導入1年目ということで、1年目に限りまして導入の保証の中でのシステムの点検、保守といたしますか、そういったものを見られるということになりましたものですから、24年度分で保守料を減額させていただいたものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

それでは高平議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の負担金補助の補助金でございますが、アイスホッケーにつきましては昨年12月に山形市内で東北中学校体育大会のスケートのアイスホッケー競技大会が実施されました。これに宮城県チームの選抜としまして大和中学校の3年生の男子生徒が1名、選抜で入ってございました。それに伴いますアイスホッケーの助成といたしますか、結局人数割というふうな形で、選手約20名ほど選抜になっているようでございますが、1人当たりの負担分ということで2万4,000円ほどと。この中身を見ますと、宿泊交通費あるいは申し込み手数料とか参加費、そういった部分が積み重ねのお一人分の負担というふうな形でご理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

高平聡雄君。

13番 (高平聡雄君)

デイサービスのお風呂について、理解をさせていただきましたが、これを修繕することによって使用というのは制限が、要するにデイサービス利用者がお風呂を使うことに制限が発生するのかどうか、そのことについて教えてください。

ほかの2件については了解しました。わかりました。

議長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 (瀬戸啓一君)

これにつきましては、デイサービスの利用者が基本的には利用対象者となっております。それ以外の方は一切ということには、ちょっと現場のほうは把握しておりませんが、基本的にはデイサービスの利用者が入浴するものと。(「デイサービスの利用者が利用できない日が出てくるのかどうか」の声あり)それはございません。現在、暫定的に動いております。

議長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33「議案第36号 平成24年度大和町国民健康保険  
事業勘定特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第33、議案第36号 平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別  
会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑  
に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第34「議案第37号 平成24年度大和町介護保険事業  
勘定補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第34、議案第37号 平成24年度大和町介護保険事業勘定特別会計  
補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑  
に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。



「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第35「議案第38号 平成24年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第35、議案第38号 平成24年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第36「議案第39号 平成24年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第36、議案第39号 平成24年度大和町吉田財産区特別会計補正予

算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第37「議案第40号 平成24年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第37、議案第40号 平成24年度大和町落合財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第38「議案第41号 平成24年度大和町奨学事業特別  
会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第38、議案第41号 平成24年度大和町奨学事業特別会計補正予算  
を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑  
に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第39「議案第42号 平成24年度大和町後期高齢者医  
療特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第39、議案第42号 平成24年度大和町後期高齢者医療特別会計補  
正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑  
に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第40「議案第43号 平成24年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第40、議案第43号 平成24年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第41「議案第44号 平成24年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第41、議案第44号 平成24年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第42「議案第45号 平成24年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第42、議案第45号 平成24年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第43「議案第46号 平成24年度大和町水道事業会計  
補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第43、議案第46号 平成24年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

- 
- 日程第44「議案第47号 平成25年度大和町一般会計予算」
- 日程第45「議案第48号 平成25年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」
- 日程第46「議案第49号 平成25年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」
- 日程第47「議案第50号 平成25年度大和町宮床財産区特別会計予算」
- 日程第48「議案第51号 平成25年度大和町吉田財産区特別会計予算」
- 日程第49「議案第52号 平成25年度大和町落合財産区特別会計予算」
- 日程第50「議案第53号 平成25年度大和町奨学事業特別会計予算」
- 日程第51「議案第54号 平成25年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」
- 日程第52「議案第55号 平成25年度大和町下水道事業特別会計予算」
- 日程第53「議案第56号 平成25年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」
- 日程第54「議案第57号 平成25年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」
- 日程第55「議案第58号 平成25年度大和町水道事業会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第44、議案第47号 平成25年度大和町一般会計予算から日程第55、議案第58号 平成25年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

それでは、平成25年度各種会計予算及び予算に関する説明書をお願いします。

説明書の1ページでございます。

議案第47号 平成25年度大和町一般会計予算でございます。

第1条は歳入歳出予算の総額でございますけれども、歳入歳出それぞれ85億8,700万円と定めるものでございます。

第2条におきましては債務負担行為を定めておりまして、第2表に事項、期間、限度額を記載いたしてございます。

第3条につきましては地方債で、平成25年度に起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第3表により定めているものでございます。

第4条につきましては一時借入金でございますして、最高額は3億円と定めるものでございます。

第5条につきましては歳出予算の流用を定めるものでございまして、通常は款項の流用は禁じられているところでございますけれども、人件費に限りましては款項の流用を認めるという規定でございます。

続きまして、7ページをお願いしたいと思います。

平成25年度に起こすことができます債務負担行為を定めてあるものでございます。

1つは、医療費助成システム更新であります。期間につきましては5年間、限度額は1,880万円でございます。

2つ目は、税システム更新でございます。期間5年間、限度額7,480万円です。

3つ目は、税システムデータ移行事業でございます。期間5年間、限度額4,410万円でございます。

4つ目につきましては、中小企業振興資金の損失保証について定めたものでございます。期間9年間、限度額478万円でございます。

最後でございますけれども、公民館図書室の図書等の情報システム賃



貸借でございます。期間4年間、限度額320万円でございます。

8ページをお願いしたいと思います。

こちらのほうにつきましては、平成25年度に起こすことができます地方債の内訳でございます。災害援護資金といたしましての貸付金1,900万円、国営公園整備事業負担金につきましては、みちのく杜の湖畔公園の整備費用の負担金に充当いたします30万円、農業施設整備事業負担金充当起債の1,090万円、それから国の財政対策といたしまして臨時財政対策債の発行で一部を穴埋めするというもので4億万円を見込んでいるものでございます。合計で4億3,020万円といたしているものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、11ページをお願いしたいと思います。

一般会計のまず歳入でございます。

町税でございますけれども、当初段階での年間見込みにつきまして計上をいたしてございます。町民税の個人の部分につきましては5,200万円の増加、法人の部分につきましては1,200万円の増加と見込んでいるものでございます。固定資産税につきましては、誘致企業に対しましての減免措置等があるところでございますけれども、家屋及び償却資産等の伸びを見込みまして約1億1,000万円の増加を見込んでいるものでございます。

続きまして、12ページでございます。

国有資産等所在市町村交付金でございますけれども、公共団体が所有しております行政執行に用いていない部分につきまして固定資産税率と同率の1.4%での交付があるものでございまして、対象資産ごとに説明欄に明細を記載をさせていただいているものでございます。

13ページでありますけれども、町たばこ税につきましても24年度実績で相当の伸びがございまして、本年度も4,000万円の伸びを見込んでいるものでございます。

1款6項1目の都市計画税につきましては、税率0.2%でございますけれども、固定資産税との関連から1,370万円ほどの増加となっているものでございます。

次の2款地方剰余税から15ページまでの9款国有提供施設等所在市町村交付金でございますけれども、こちらにつきましては国の総体的な予算編成の見込みや平成24年度実施見込みでの予算計上をいたしているものでございます。

15ページになりますけれども、中段でありますけれども、10款1項地方特例交付金につきましては、国の制度等に改正があった場合の地方の負担をある程度カバーするというような趣旨の制度でございます、これにつきましては若干不確定な要素があるところでございますけれども、全体として25万円の減額というふうな形で見積もりを立てているところでございます。

11款の地方交付税につきましては、普通交付税で16億4,100万円、特別交付税で1億5,000万円の見込みといたしているところでございます。

12款交通安全対策特別交付金につきましては、前年度から60万円の減額で440万円と見込んでいるものでございます。

続きまして、16ページでございます。

13款1項1目民生費分担金2目教育費分担金につきましては、日本スポーツ振興センターに対します保護者負担分を見込んだものでございます。2項1目民生費負担金老人措置費につきましては特養施設への措置部分、2目保育所運営費につきましては、もみじヶ丘保育所、菜の花保育園、すぎのこ保育園、3施設の使用料保護者負担部分の計上となっているものでございます。

14款1項使用料につきましては、町施設につきまして条例規定によります使用料収入を記載いたしております。全体といたしましては、17ページ中段になってございますけれども、420万円ほどの増額と見込んでいるものでございます。14款2項手数料でございますけれども、各種手数料の収入見込み額につきましては計上したものでございます。18ページ上段の手数料合計額につきましては4,617万7,000円となっているところでございます。

15款国庫支出金1項1目1節保険基盤安定負担金につきましては、国保会計に繰り出しとして支出するもの、2節障害者援護費負担金につきましては年々増加しておりまして、本年度につきましては67%の伸びと

なっているものでございます。3節につきましては児童手当負担金でござい  
ます。4節児童福祉費負担金につきましては、菜の花保育園、すぎ  
のこ保育園の運営費の国庫負担分でございます。

19ページ中段でございますけれども、15款3項委託金でございます  
けれども、おのおの国からの委託事業に要するものとしての計上となっ  
ているものでございます。

16款県支出金1項県負担金でございますけれども、1節保険基盤安定  
負担金、2節障害者援護費負担金、3節児童手当負担金、4節児童福祉  
費負担金につきましても、国と同様の内容で負担率の違いとなって計上  
させていただいているものとなっております。

20ページ、2項県補助金でございますけれども、制度的なものあるい  
は予算補助というふうな形で計上いたしているものでございます。

21ページ中段に記載してございますけれども、5目市町村振興補助金  
につきましては、メニュー化されました県補助金でございますけれども、  
本年度につきましては記載10事業で698万2,000円を見込んでいるもので  
ございます。6目緊急雇用創出事業補助金につきましては、震災対応と  
いうことで5,396万6,000円計上いたしているところでございます。

16款3項県委託金につきましては、それぞれ県からの委託内容に伴い  
ましての計上を見ているものでございます。1目2節につきましては県  
民税取扱費で3,150万円を前年同様に見込んでいるところでございます。

22ページになりますけれども、3目3節社会教育費委託金635万3,000  
円につきましては放課後子ども教室と協働教育プラットフォーム事業の  
委託金を見込むものでございます。

17款1項1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入につきましては、雇  
用促進住宅等の貸し付けの内容等で計上いたしているものでございます。  
2目利子及び配当金につきましては、基金利子の計上となっているもの  
でございます。

23ページをお願いしたいと思います。

17款2項1目1節土地売払収入は科目設定のみの計上となっているも  
のであります。

18款寄附金につきましても同様の内容でございます。

19款特別会計繰入金につきましては、宮床財産区会計につきましては後ほどご説明を申し上げますけれども、宮床中学校の体育館建設事業の終了で約2,000万円ほどの減となっているものでございます。

続きまして、24ページでございます。

19款2項基金繰入金でございますけれども、本年度につきましては財政調整基金から2億円、東日本大震災復興基金繰入金で1,061万9,000円、長寿社会対策基金1,000万円、防衛施設周辺調整交付金基金から7,000万円、それぞれ本年度事業執行のため計上いたしているところでございます。

繰越金でございますけれども、前年度同様当初想定額といたしまして3,000万円を見込もうとするものでございます。

21款1項延滞金、加算金及び過料につきましては科目設定となっております。

続きまして、25ページでございます。

2項町預金利子につきましては、歳計及び歳計外現金の利子収入でございます。

3項貸付金元利収入につきましては、1目につきましては東日本大震災にかかります災害援護資金の償還金を措置するもの、2目商工費貸付金元利収入は中小企業振興資金の預託金分でございます。

4項受託事業収入につきましては、洞堀川の除草、自転車競技場の管理受託費でございます。

5項雑入の主なものにつきましては、1目2節給食費納付金1億1,343万2,000円を計上しているところであります。2目1節場外車券売場交付金につきましては、売上金の0.5%という納付割合で計算しての計上となっているものでございます。

26ページをお願いしたいと思います。

3目雑入中、光ファイバーケーブル貸付料ということで、22年度に吉田、宮床の一部につきまして光ファイバーケーブルで高速通信情報網の整備を行ったところでございますけれども、設備はN T Tへの貸し付け、維持管理はN T T負担となっております。平成24年度に続きまして3年目の収入を見込むものでございます。同じく雑入中、県の環境事業公

社から小鶴沢処分場関連事業経費といたしまして歳出見合いで7,683万7,000円を見込んでございます。

町債につきましては、先ほど議案でご説明申し上げましたとおりでございます。

歳入につきましては以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)  
総務課長伊藤眞也君。

総務課長 (伊藤眞也君)  
それでは27ページになります。  
歳出でございます。

まず1款1項1目議会費につきましては、議会定例会、臨時会、各常任委員会等の議会運営に要する経費を計上してございます。

1節報酬及び9節旅費につきましては、議員18名分の報酬及び費用弁償並びに常任委員会等の視察研修旅費等でございます。2節給料につきましては職員3名分の給料、3節職員手当等につきましては職員3名分の各種手当及び議員期末手当分、4節共済費につきましては共済組合の負担金でございます。

以下、各款科目の2節から4節までの人件費関係につきましては、説明を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

11節につきましては、議会だよりを年4回発行する印刷製本費等に要する経費でございます。

13節委託料は、会議録作成に要する経費でございます。

14節につきましては、車借上料等に要する経費でございます。

28ページになりますが、19節につきましては全国基地協議会及び町村議会議長会等への負担金並びに政務、1日からですね、政務活動費ということになりましたので、政務活動費ということで、それ以前に載せておりますので、政務調査費で載っておりますが、内容は政務活動費というふうになります。

次に、2款1項1目一般管理費につきましては、一般管理費のほか職

員研修事業及び公用車管理等に要する経費を計上いたしております。

1節につきましては、区長61名、産業医1名に係る報酬、8節につきましては顧問弁護士への報償費のほか、退任区長への記念品代等に要する経費でございます。

9節につきましては、職員の研修旅費、区長の出席の際の費用弁償、町長の企業誘致活動等に要する旅費でございます。

10節は町長交際費で前年度同額を計上いたしております。

11節につきましては、事務用消耗品代、コピー代、新聞購読料、図書等の購入代、公用車の燃料代等でございます。

12節につきましては、携帯電話の通話料、公用車の損害保険料等に要する経費でございます。

13節、30ページに移りますが、13節につきましては、職員の健康診断に係る各種健診委託料のほか区長配達業務委託料及び県公平委員会事務委託料等でございます。

14節につきましては、現行日本法規のCD-ROMの使用料及び有料道路通行料等でございます。

19節につきましては、黒川地域行政事務組合の管理運営費や宮黒町村会の負担金のほか区長会への補助金等でございます。

23節につきましては、権限移譲事務交付金の平成24年度実績によります返還金でございます。

次に、2目文書広報費でございます。文書管理、広報広聴等に要する経費でございます。

1節につきましては、情報公開審査会及び個人情報保護審査会開催に伴います委員報酬でございます。

8節につきましては、広報モニターへの謝礼としての図書カードの購入代等でございます。

9節は、職員の研修旅費及び情報公開審査会の開催に伴う委員の費用弁償に要する経費でございます。

11節につきましては、「広報たいわ」の印刷費、例規集の追録代等でございます。

12節につきましては、郵便後納料金、電話料金及びインターネット接

続利用料等でございます。

14節は、印刷機、ファクシミリ及び例規システムの機械借上料などでございます。

19節につきましては、日本広報協会等への負担金、ふるさとCM制作チームへの活動補助金でございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）  
財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

3目財政管理費でございます。こちらにつきましては、財政事務に要する経費の計上となっております。

8節報償費につきましては、入札監視委員会、委員5名で2回開催の予定のものであります。

11節需用費につきましては、参考図書代、コピー等の消耗品、それから予算・決算時の成果書類の印刷経費を計上いたしているものでございます。

25節積立金につきましては、おのおの所有いたしております基金の利子の積み立てを地方自治法241条の規定により計上したものでございます。

議長 （大須賀 啓君）  
会計管理者兼会計課長八島時彦君。

会計管理者兼会計課長 （八島時彦君）

続きまして、4目会計管理費でございます。一般管理費としまして、会計事務に要する経費を計上してございます。

11節需用費の主なものとしては、消耗品としてコピー料金、伝票用紙の購入に要する費用など、印刷製本費につきましては、決算書の作成、請求書用紙や名入り封筒などの作成に要する費用でございます。

次に、12節役務費につきましては、通信運搬費として電話料金を、また手数料といたしまして公金口座取扱手数料などを計上してございます。

以上です。

議長 （大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

5目財産管理でございます。吉岡コミュニティセンター管理費、吉田コミュニティセンター管理費、鶴巣防災センター管理費、公用車管理費、普通財産管理費、庁舎管理費の合計しての計上している科目であります。

7節賃金につきましては、吉田コミュニティセンターの事務補助員、鶴巣防災センターの巡視員等の賃金となっております。

32ページをお願いしたいと思います。

11節需用費につきましては、公用車並びに庁舎関係の消耗品、燃料費につきましては財政課で管理いたしております公用車の燃料代であります。光熱水費につきましては、庁舎と3施設の電気料並びに上下水道料の計上となっております。修繕料につきましては、公用車、庁舎や施設の修繕料を計上させていただいているものでございます。

12節役務費の通信運搬費につきましては役場全体と各施設の電話料、手数料につきましてはタイヤ交換費用等につきましてはの計上となっております。火災保険料は庁舎及び各施設の火災保険料、自動車損害保険料につきましては公用車の共用車分の自賠責・任意保険料の計上となっているものでございます。

13節委託料の部分につきましては、役場庁舎の管理業務や児童館跡地、大平児童館、報恩寺児童館の跡地の管理業務を地域にお願いをいたしておりますので、その部分の計上、それから町有地の草の刈り払い、それから3施設の管理委託業務、役場敷地内の植栽等の剪定等につきましてはの費用の計上となっているものでございます。

なお、この委託料につきましては、別冊の財政課の資料でございます平成25年度予算に関する説明書のうち委託料の内訳といたしまして全ての委託料につきまして明細を記載してございますので、後ほどご参照いただければと思うところでございます。



14節土地使用料につきましては、N T T施設の借上料部分等につきまして計上いたしているところです。車借上料につきましては、町全体で保有しております公用車が相当の台数あるわけでございますけれども、年限がたっておるものにつきましては12年、12万キロ以上の走行車両が大分多くなってきておりまして、そういったものにつきましては順次リース対応を進めておりまして、平成25年度につきましても2台分を見込んで計上させていただいているところでございます。テレビ聴取料につきましては、役場庁舎等にごございますテレビ18台分の聴取料になっているものでございます。

18節備品購入費につきましては、庁舎、吉田コミセン等の備品を計上しているものでございます。

19節負担金につきましては、記載3団体への負担金となっております。

23節償還金利子及び割引料につきましては、宮床財産区の基金運用といたしまして庁舎の用地取得の際、それからリサーチパークの代替地の取得の際の費用につきまして、おのおの定められた内容で元金の繰り入れ部分を措置しているものでございます。あわせまして、利子部分につきましても協定の利率により残金に乘じまして算出した経費であります。

27節公課費につきましては、車検となります4台分の計上を見積もっているものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長 （千葉恵右君）

続きまして、6目企画費でございます。企画費につきましては、企画管理費、防衛施設周辺整備対策費、地域活性化事業費、町民バス運行事業費に要する費用でございます。

8節報償費でございますが、地域交通会議の委員8名3回分の謝金でございます。

9節旅費でございますが、黒川行政事務組合で新焼却炉建設に当たりまして2名分の視察旅費でございます。

続きまして、33ページでございます。

11節需用費につきましては、コピー料金、事務用品、公用車燃料代、町民バス3台分のタイヤ購入代、地域交通会議のお茶代、町民バスの車両修理代等でございます。

12節役務費でございますが、吉田地区、難波地区、金取地区、北目大崎地区、大平地区のテレビ共同受信施設の火災保険料のほか、防衛省所管の会計検査で使用いたします白布のクリーニング代、町民バスの自賠責保険料等でございます。

13節委託料でございますが、宮床地区、吉田地区におけます光ファイバーケーブルの保守契約をNTT東日本へ委託するものと町民バス運行業務委託に要する費用でございます。

14節使用料及び賃借料は、打ち合わせ等の出張の際の高速道路使用料、光ファイバーケーブルを電柱へ共架しており、電柱1,232本分の借上料、町民バスの緊急時の代車借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、テレビ共同受信施設の共架線移設があった場合の移設工事費でございます。

19節負担金補助及び交付金のうち負担金につきましては、財団法人東北活性化研究センター外11団体への負担金でございます。補助金につきましては、まちづくり活動推進会外3団体への活動補助金でございます。

続きまして、34ページでございます。

25節積立金につきましては、特定防衛施設周辺調整交付金を活用して調整交付金事業基金へ積み立てを行うものでございまして、大和町あんしん子育て医療費助成事業に充当するものでございます。

27節公課費につきましては、町民バス4台分の自動車重量税でございます。

議 長 (大須賀 啓君)  
総務課長伊藤真也君。

総務課長 (伊藤真也君)  
続きまして、7目電子計算費でございます。電算機器及び各種システ

ムの管理運営に要する経費でございます。

11節につきましては、電算関係の消耗品のほか、コンピューターウイルス対策ソフトの更新料等でございます。

12節役務費につきましては、インターネット接続料、データ通信光回線網通信料等でございます。

13節委託料につきましては、電算業務処理に伴う総合行政情報システム保守委託料、各種電算システム運用に伴う保守業務委託料でございます。

14節使用料につきましては、財務会計、人事給与、施設管理など、情報処理と情報管理を行うための基幹システム等の借上料及び医療費助成システム、税業務システム、これの入れかえを予定しておりまして、その借り上げに要する経費でございます。

19節負担金につきましては、県高度情報化推進協議会及び市町村電子申請システム共同利用負担金でございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長高橋正治君。

町民生活課長 （高橋正治君）

続きまして、出張所費でございます。8目出張所費につきましては、もみじヶ丘出張所の管理運営費を計上しております。

主なものとしては、12節役務費は本庁と窓口証明書のためのファクス回線使用料でございます。

13節はレジスタ一点検料でございます。

14節はテレビ受信料でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長伊藤真也君。

総務課長 （伊藤真也君）

次に、9目交通対策費でございます。交通安全対策事業に要する経費

を計上してございます。

1 節報酬につきましては、交通安全指導員25名分の報酬でございます。

9 節旅費は、交通安全指導員の出動手当でございます。実績見合いで延べ815回分を計上しております。

11 節は、春と秋の交通安全県民総ぐるみ運動の啓発用のリーフレット代、交通安全指導員の装備用品代、新入生用の黄色い帽子購入等に要する経費を計上してございます。

12 節につきましては、交通安全指導員に係る障害保険料及び交通安全広報車の保険料などでございます。

19 節につきましては、町交通安全推進連絡協議会及び郡交通安全推進連絡協議会への負担金でございます。

27 節公課費は、交通安全広報車の自動車重量税でございます。

次に、10 目無線放送施設管理費につきましては、町内に設置しております固定系防災無線放送用機器の管理運営に要する経費でございます。

11 節につきましては、防災無線子局の電気料及び個別受信機の修理代等でございます。

12 節役務費につきましては、専用回線の使用料でございます。

13 節委託料につきましては、防災無線子局33基に係るバッテリー交換業務委託料のほか防災無線放送機器の年間保守点検業務委託料でございます。

19 節につきましては、電波使用料になります。

次に、11 目女性行政推進事業費でございます。男女共同参画推進プランに基づきます事業の推進に要する経費でございます。

1 節につきましては、男女共同参画推進審議会委員10名分の報酬でございます。

9 節旅費につきましては、男女共同参画推進審議会の費用弁償でございます。

11 節需用費につきましては、事務消耗品及び啓発用パンフレットの印刷製本費等でございます。

次に、12 目消費者行政推進事業費でございます。消費生活相談員を配置した窓口の開設及び消費生活講座開催に要する経費でございます。

7節につきましては、消費生活相談員の賃金でございます。

9節につきましては、消費生活相談員が研修等を受講する際の交通費でございます。

11節は、消費生活啓発用品購入及び啓発用リーフレット作成等に要する経費でございます。

14節につきましては、消費生活講座移動研修会の際のバス借上料でございます。

19節につきましては、宮城県市町村消費生活相談員連絡協議会への負担金でございます。

次に、13目諸費の総務課所管分でございますが、人権相談、行政相談及び町政功労者等の表彰に要する経費を計上してございます。

1節につきましては、表彰審査委員会委員6名分の報酬でございます。

36ページになりますが、8節報償費につきましては人権ポスターコンクール参加賞及び功労表彰者への記念品代等でございます。

9節につきましては、表彰審査委員の費用弁償でございます。

11節につきましては、人権啓発用品購入代、表彰式に要する消耗品代及び式次第の印刷代等でございます。

12節役務費につきましては、表彰式への案内はがき代及び全国町村会総合賠償補償保険料等でございます。

13節につきましては、功労表彰式の会場設営業務委託料でございます。

19節につきましては、山岳遭難防止対策協議会大和支部外6団体への負担金及び大和町防犯協会、鶴巣地域振興協議会への補助金でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

恐れ入ります、35ページにお戻りをいただきたいと思ひます。

13節諸費のうち210番財産区地域振興費977万2,000円が財政課管理の分でございますので、ご説明させていただきたいと思ひます。

36ページをお願いしたいと思います。

このうち14節使用料及び借上料の土地借上料でございますけれども、こちらのほうにつきましては宮床地区駐車場用地の借上料となっているものでございます。

続きまして、19節負担金及び補助金のうちの補助金でありますけれども、36ページ目の補助金の3桁目でありますけれども、セツ森観光協会から次の37ページの一番最後の松坂生活改善センター改修費までにつきましては宮床、吉田、落合各財産区からの繰り入れを受けまして地域振興に要する経費として予定しているものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 （大畑憲治君）

13目諸費の防犯対策費のうち都市建設課所管分をご説明申し上げたいと思います。

11節需用費の中の光熱水費並びに修繕料につきましては、防犯灯の電気料と修繕料でございます。参考までに、防犯灯の数につきましては2,258基でございます。

続きまして、15節工事請負費でございますが、これにつきましては宮城環境交付金事業により防犯灯の更新、それから水銀灯を長寿命省エネタイプのLEDの防犯灯に切りかえるものでございまして、25年度につきましては116灯の切りかえを予定するものでございます。そのほかに防犯灯の新設といたしまして27灯を予定しておりまして、これにつきましてもLEDの防犯灯を設置する予定としているものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長高橋正治君。

町民生活課長 （高橋正治君）

13節諸費のうち町民生活課分につきまして、自衛官募集事務費でございます。4万1,000円でございます。

36ページ目をお開きください。

内訳といたしまして、9節旅費としまして1万3,000円、研修費でございます。

11節需用費といたしまして2万円、コピー代等でございます。

12節役務費としまして、郵送料8,000円が入っております。

よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

税務課長庄司正巳君。

税務課長 （庄司正巳君）

37ページでございます。

1目税務総務費につきましては、税務事務の電算管理システムの維持管理経費及び税務事務一般に要する経費を計上いたしております。

主なものでございますが、1節報酬及び9節旅費につきましては固定資産評価審査委員3名分の報酬及び費用弁償でございます。

38ページでございます。

11節需用費につきましては、参考図書、追録代、コピー代、事務消耗品代のほか納税通知書用窓あき封筒等の印刷代でございます。

13節委託料につきましては、確定申告支援システム、町県民税、固定資産税、軽自動車税等の課税システム、町税収納システム、税務証明システム等の年間保守業務委託に係る経費を計上いたしております。

なお、委託料の内訳につきましては、別添資料、委託料内訳の1ページから2ページにかけて記載をしておりますので、ご参照をお願いしたいと思います。

次に、19節負担金補助及び交付金でございますが、負担金は仙台北税務署管内地区税務協議会、財団法人資産評価システム研究センター及び県自動車等運営協議会への負担金、補助金につきましては大和町納税貯

蓄組合連合会と仙台たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金でございます。

次に、2目賦課徴収費でございますが、住民税、固定資産税、軽自動車税等の課税関係事務、申告相談事務、土地家屋の評価事務及び徴収事務等に要する経費を計上いたしております。

主なものでございますが、4節共済費及び7節賃金につきましては、給与支払い報告書整理、申告相談、償却資産申告整理関係の事務補助員及び収納に係る事務嘱託員の社会保険料及び賃金でございます。

8節報償費につきましては、納税貯蓄組合75組合に対する完納報償金の見込み額を計上いたしております。

11節需用費につきましては、住民税、固定資産税、軽自動車税等の課税台帳、納税通知書及び徴収事務に係る督促・催告状の印刷代並びに徴収用自動車の燃料代等に要する経費でございます。

12節役務費につきましては、還付通知用のはがき代や口座振替手数料、土地家屋の登記事項証明書の発行手数料等に要する経費でございます。

39ページでございます。

13節委託料につきましては、法人町民税システム、家屋評価システムの保守業務や土地分筆、合筆等の異動修正業務、評価がえ不動産鑑定業務、航空写真全域撮影委託等に係る業務委託料を計上いたしております。

14節使用料及び賃借料でございますが、固定資産税地図管理データシステム、滞納管理システムのリース料、公的年金からの特別徴収に係るシステム借上料並びに地方税電子申告支援サービス利用料等を計上いたしております。

19節負担金、補助及び交付金につきましては、地方税電子化協議会等に対する負担金でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、個人町民税、法人町民税、固定資産税等税額の更正に係る過年度還付金及び還付加算金等を計上いたしております。

27節公課費につきましては、税務課管理徴収用自動車に係る自動車重量税に係るものでございます。以上です。



議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長高橋正治君。

町民生活課長 （高橋正治君）

続きまして、2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。町民生活課窓口での各種諸証明書、手続等に要する費用でございます。

11節需用費は、各種証明書、申請書、コピー代等でございます。

12節は、電話料、ファクス回線使用料、はがき代等でございます。

13節委託料は、戸籍情報システム副本データ抽出プログラムセットアップ費用と戸籍総合システム保守点検料でございます。東日本大震災におきまして宮城県及び岩手県の4市町役場が津波で被害を受け、戸籍抄本を滅失しましたが、法務局で保存しました副本で再生することができました。その関係で、それとあと法務局と被災地が近隣であるため、正副戸籍が両方滅失する危険を回避するため、東日本の戸籍副本を西日本に、西日本の副本を東日本にデータを管理するシステムを法務局で平成25年度に構築するもので、町の戸籍システムの対応を行うものでございます。

14節は、戸籍住基ネットの機械借上料でございます。

40ページをお開きください。

19節は、宮城県戸籍住基外国人登録事務協議会への負担金でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 （伊藤眞也君）

2款4項1目選挙管理委員会費でございます。選挙管理委員会の運営に要する経費を計上してございます。

1節及び9節につきましては、選挙管理委員4名の報酬及び費用弁償でございます。

11節につきましては、参考図書の購入代等でございます。

2目選挙啓発費でございます。選挙啓発推進に要する経費を計上して  
ございます。

8節につきましては選挙啓発用ポスターコンクールの記念品代、9節  
は選挙啓発に係る研修会への費用弁償、14節は駐車場使用料等ござい  
ます。

3目参議院議員選挙執行費でございます。平成25年7月28日任期満了  
に伴う選挙事務に要する経費でございます。

1節は選挙管理委員投開票立会人等の報酬、3節は投開票事務従事者  
の時間外勤務手当、7節は臨時事務補助員の賃金及び選挙広報の配布賃  
金でございます。

8節につきましてはポスター掲示板を私有地に設置した際の敷地借用  
謝礼代、9節は投開票立会人の費用弁償、11節は投票所入場券の印刷代  
及び選挙事務に要する消耗品代等でございます。

12節は、投票所入場券の郵送料及び期日前投票管理システム保守点検  
料などでございます。

13節は、ポスター掲示板の設置及び撤去業務委託料等でございます。

14節は、会場借上料、投票箱送致用タクシー借上料及び投票用紙読み  
取り分類機の借上料などでございます。

4目県知事選挙執行費につきましては、平成25年11月20日任期満了に  
伴う選挙事務に要する経費でございます。

1節は選挙管理委員投開票立会人等の報酬、3節は投開票事務従事者  
の時間外勤務手当、7節は臨時事務補助員の賃金等でございます。

8節は、ポスター掲示板を私有地に設置した際の敷地借用謝礼代、9  
節は投開票立会人の費用弁償でございます。

11節は、投票所入場券の印刷代及び選挙事務に要する消耗品代等ご  
ざいます。

12節は投票所入場券の郵送料及び期日前投票管理システム保守点検料  
など、13節はポスター掲示板の設置及び撤去業務委託料等でございます。

14節は、会場借上料及び投票箱送致用のタクシー借上料でございます。

次に、5項1目統計調査費でございます。工業統計調査及び住宅土地  
統計調査などの指定統計調査等に要する経費を計上してございます。

1節につきましては、統計調査員の報酬を計上しております。

3節は、統計調査に係る職員の時間外勤務手当、9節は統計調査員の費用弁償、11節は統計調査に要する事務消耗品代等でございます。

42ページになりますが、12節につきましては郵送料及び電話料でございます。

19節は、県統計協会への負担金及び大和町統計調査協議会への補助金を計上しております。

次に、6項1目監査委員費でございます。監査委員2名、事務局職員1名の人件費及び例月出納検査、定期監査、各種会計の決算審査等に要する経費を計上しております。

1節及び9節につきましては、監査委員2名分の報酬及び費用弁償でございます。

11節につきましては、参考図書購入代等でございます。

19節は、宮黒地方町村監査委員協議会への負担金でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、43ページをお願いいたします。

3款民生費1項1目社会福祉総務費でございます。

社会福祉総務費につきましては、主なものとしまして社会福祉協議会並びに民生委員児童委員協議会、さらに生活保護、国民健康保険特別会計に係る業務等の経費でございます。

1節報酬につきましては、民生委員推薦委員会6人分の謝礼、報酬でございます。民生委員、今年11月30日で任期改選の時期となっております。

7節賃金につきましては、セラピー広場管理作業賃金でございます。

8節報償費につきましては、民生委員推薦準備会への謝礼でございます。各地区6名へ支払うものでございます。

9節旅費につきましては、民生委員推薦委員の費用弁償でございます。

11節は消耗品ほか、12節役務費につきましては電話料等でございます。

13節委託料につきましては、セラピー広場のポプラの木の高木剪定料金でございます。委託でございます。

19節につきましては、大和町社会福祉協議会、大和町民生委員協議会、遺族会への補助金等でございます。

次のページをお願いします。

20節扶助費につきましては、浮浪者への一時扶助でございます。さらには、災害、火災等の一時扶助でございます。

25節積立金につきましては、長寿社会対策基金への積立金でございます。

27節公課費は、自動車重量税でございます。

28節繰出金につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、2目老人福祉費につきましては、生き生きサロン事業、さらには老人クラブの支援、大和町シルバー人材センターへの支援、敬老会事業、高齢者生活支援事業に要する経費でございます。

8節報償費、11節需用費の主なものとしましては、敬老会時の記念品、アトラクション謝礼及び食糧費、事務用品、配布物印刷代等、さらには敬老会のお手伝いをいただくボランティアの皆さんへの食糧費等でございますが、平成25年度、今年度につきましてはアトラクション経費とボランティア経費につきましては24年度より増額をさせていただいております。条例でも説明しましたとおり、アトラクションにつきましては1地区当たりこれまで1万円であったものを3万円、さらにボランティアの皆さんへの経費は町全体で290人分を増額させていただき、1地区当たり5名から6名のボランティアを増額させていただいております。これにつきましては現場での区長さん、さらには主催者から幾らかでも運営しやすいようにという意見等ございまして、それに対応するものでございます。

12節役務費につきましては、介護給付費の審査支払い手数料等でございます。

13節委託料につきましては、大和町シルバー人材センターでの高齢者

就業機会創出事業としまして、就業先開拓や広報活動に要する費用、さらには寝具洗濯乾燥消毒サービス料等、さらには軽度生活支援援助事業等に要する費用でございまして、高齢者の生活支援事業の業務を委託する費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金としまして、宮城県シルバー人材センターへの自治体負担金、さらには低所得者老人利用負担対策事業費としまして、社会福祉法人が運営します特別養護老人ホーム入所者等への利用軽減措置としましての公費負担分でございます。補助金としましては、となりぐみ活き活きサロン事業の補助金、52地区分でございます。さらには、大和町シルバー人材センターへの活動支援補助、大和町老人クラブ及び老人クラブ連合会への助成金でございます。

20節扶助費につきましては、介護用品購入費助成費用でございます。さらには、偕楽園入所者老人保護措置費並びに80歳以上の敬老者皆様方への敬老祝い金に要する費用でございます。

28節繰出金につきましては、介護保険特別会計、町一般会計より必要経費を繰り出すものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長高橋正治君。

町民生活課長 （高橋正治君）

続きまして、3目国民年金費でございます。国からの委託事務でございまして、国民年金事務に要する経費でございます。

11節は、関係法令の追録代、消耗品等でございます。

12節は、切手代等通信費、インターネット使用料でございます。

13節は、インターネット初期設定費でございます。

18節は、ノートパソコン、カラーレーザープリンターの購入費でございまして、町民生活課の窓口で年金ネットが利用できるパソコンを設置いたしまして、年金加入者の記録の照会や年金見込み額の試算が確認できるようになるもので、通信方法として平成25年度より光通信が利用できることになることから導入を計画しているものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

続きますて、4目障害者福祉費でございます。

主な業務としましては、障害者総合支援法に基づきます身体、知的、精神の3障害者、3障害児への給付や生活支援に要する経費でございます。

7節賃金につきましては、精神相談に係る保健師の賃金及び障害区分認定調査に係る看護師の賃金等でございます。

8節報償費につきましては、身体障害者、知的障害者相談員への謝礼及び心の健康づくりカウンセラー等への謝礼等でございます。

11節は、事務消耗品でございます。

12節役務費につきましては、主治医の意見書作成手数料及び宮城県国保連合会への介護給付費請求審査支払い手数料等でございます。

13節委託料につきましては、相談支援事業、訪問入浴サービス、日中一時支援事業の委託でございます。

14節使用料及び賃借料でございますけれども、障害者福祉サービスシステム、電算システムの借上料でございます。

19節につきましては、負担金としまして黒川地域行政事務組合で障害者自立支援審査会への負担、さらには大崎市ほなみ園への児童発達支援施設利用負担金、補助金としましては身体障害者福祉協会及び手をつなぐ育成会への運営費補助並びに自動車運転免許取得等の助成等でございます。

次のページをお願いします。

20節扶助費でございます。扶助費につきましては、障害者への日常生活用具、更生医療、育成医療、補装具、難聴児補聴器に要する費用並びに居宅介護やショートステイ、グループホーム等の施設入所、施設への通所等、放課後デイサービス等に要する費用でございます。

続きますて、5目ひだまりの丘管理費でございます。これにつきまし

ては、ひだまりの丘保健福祉センターの維持管理及び修繕費用でございます。

11節につきましては、センターの維持管理に要する燃料費等光熱水費及び小破修繕費でございます。

12節につきましては、電話料、浴場水質検査料、火災保険料等でございます。

13節委託料につきましては、ひだまりの丘の総合窓口案内、公衆浴場の管理、機械設備保守点検などの施設管理の委託料でございます。

14節につきましては、テレビの放送受信料でございます。

18節備品購入費につきましては、厨房の食器洗浄器更新費用でございます。71万4,000円でございます。

19節につきましては、黒川地区防火管理者協議会及び危険物安全協会への負担金でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長高橋正治君。

町民生活課長 （高橋正治君）

6 目後期高齢者福祉総務費でございます。

12節は、医療費通知手数料の科目設定でございます。

19節は、宮城県後期高齢者医療広域連合会への市町村共通経費負担金と医療給付費負担金でございます。

23節は、前年度の国庫負担金の償還金等の科目設定でございます。

28節繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計への法定ルール内での繰出金でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後2時05分 休 憩

午後2時16分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長 (高橋正春君)

それでは47ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費でございます。

児童福祉総務費には、特別児童手当等の事務費、あんしん子育て医療費助成事業、心身障害者医療助成、児童遊園に関する管理費、子ども虐待防止推進事業、次世代育成支援対策事業、未熟児養育医療給付の事務にかかるものを計上してございます。

7節賃金は、心身医療事務費補助、児童遊園除草作業員賃金、あわせまして生活相談員の賃金でございます。

8節報償費は、虐待防止研修会に要します講師謝礼及び委員の報償費、ことばの教室の講師謝金並びに次世代育成支援対策地域協議会委員の報償費になります。もう一つは、こんにちは赤ちゃん事業の研修会講師謝礼等でございます。

9節につきましては、虐待防止連絡協議会委員の費用弁償でございます。

11節につきましては、庶務関連に要する追録事務費、あと印刷製本費等でございます。あわせまして、公園管理に関します水道、光熱費、小破修理に当たります。

次のページをお願いいたします。

12節役務費につきましては、郵便料等の通信費、手数料につきましては水道開栓手数料でございます。

13節委託料につきましては、乳幼児医療、心身障害者医療費、あんしん子育て医療費等の審査支払い事務にかかります委託料でございます。

19節につきましては、子育て支援サークルサポート団体への補助金で



ございます。

20節扶助費につきましては、あんしん子育て医療費、心身障害者医療費、未熟児養育医療費への助成でございます。

27節公課費につきましては、公用車の車検時の自賠責保険でございます。

2目児童措置費につきましては、児童手当支給事業、ゼロ歳から15歳までの約4,300人に対します児童手当と新生児誕生記念祝詞に要する経費でございます。

11節、12節は、これらの事務処理に要する経費でございます。

20節につきましては、児童手当の助成に係る扶助費に当たります。

3目母子福祉費につきましては、母子・父子家庭医療費に要する経費でございます。11節、12節につきましては事務処理に要する経費でございます。

19節補助金につきましては、大和町母子福祉会への補助金に当たります。

20節扶助費につきましては、母子・父子家庭医療費助成でございます。

4目保育所費につきましては、もみじヶ丘保育所の管理運営費と、私立保育園、菜の花、すぎのこ両保育園への運営委託及び一時預かり、延長保育に係る経費でございます。

49ページをお願いいたします。

1節報償費につきましては、もみじヶ丘保育所の嘱託医及び歯科医師に対する報酬でございます。

7節は、保育士、用務員、調理員の臨時職員に係る賃金でございます。

8節につきましては、もみじヶ丘保育所への入所、退所の児童に対する記念品、運動会の際の賞品等に要する経費でございます。

9節は、保育士の研修旅費でございます。

11節につきましては、教材等の消耗品費、燃料費、光熱水費及び小破修繕費、給食の賄い材料費等でございます。

12節役務費につきましては、電話料、エアコン等清掃点検、火災保険料等でございます。

13節委託料につきましては、菜の花保育園、すぎのこ保育園への運営

委託、もみじヶ丘保育所管理に係る清掃業務、除草業務、消防設備点検及び警備業務に要する委託料でございます。

14節につきましては、もみじヶ丘保育所、プレハブ保育所の借上料、印刷機のリース料、遠足の際のバスの借上料等でございます。

次のページ、50ページをお願いいたします。

19節負担金につきましては、各種協議会、研修会に係る負担金でございます。補助金につきましては、低年齢児保育施設助成事業として、一定の基準を満たす認可外保育施設に対し運営経費の一部を補助するものでございます。さらに、保育対策事業促進事業として、一時預かり及び延長保育、障害児保育に係る運営費の一部を私立保育園に補助するものでございます。

5目児童館費につきましては、6児童館の管理運営に要する経費と放課後児童対策として児童クラブ等に要する経費について計上しております。

1節報酬につきましては、6児童館の児童館運営協議会委員の報酬でございます。

7節につきましては、主なものは、6児童館の児童更生員21名分と宮床、もみじヶ丘児童館の用務員に対する賃金でございます。

8節につきましては、各児童館の特別開館時における行事等の講師謝金でございます。

9節につきましては、児童館運営協議会委員の費用弁償等でございます。

11節の主なものといたしまして、児童クラブ用の事務用品、児童館施設管理に要する燃料、光熱水費、小破修繕に要するものでございます。

12節につきましては、通信運搬費として電話料、切手代、保険料につきましては施設利用者に対する傷害保険と施設賠償責任保険でございます。

13節委託料につきましては、清掃等業務、消防設備点検等業務委託料でございます。

14節につきましては、遠足等児童館行事にかかわるバス借上料、清掃用具レンタル料でございます。

19節につきましては、宮城県児童館連絡協議会、防火管理協議会への負担金、補助金につきましては児童館母親クラブ、5クラブに対します補助金でございます

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

続きまして、3項災害救助費1目復興支援費でございます。これにつきましては、東日本大震災によります災害復興住宅融資利子補給補助金並びに災害援護資金の貸し付けに要するものでございます。

19節補助金につきましては、大和町が単独で創設いたしました災害住宅復興復旧費用としまして、借り入れを行った方へ利子補給するもの35件分でございます。

21節貸付金につきましては、国の制度でございます災害援護資金の貸し付けを見込んだものでございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、52ページ、4款衛生費1項1目保健衛生総務費でございます。

保健衛生総務費の主なものとしましては、母子保健、乳幼児各種健診、食育栄養改善、健康づくり推進、健康たいわ21、自殺対策及び黒川地域行政組合への負担金、水道事業への出資、繰り出し、合併浄化槽会計への繰出金等に要するものでございます。

1節報酬としましては、食育推進会議の委員11人分の報酬でございます。

7節賃金につきましては、乳幼児健康診査、子育て相談訪問指導などに係る臨時の保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、助産師に要する賃金でございます。

8節報償費につきましては、保健推進員、母子保健推進員68名分の報償費、健診時の医師への謝礼、健康たいわ21推進プラン、メンタルヘル

ス相談等の講師への謝礼、自殺対策連絡協議会委員の謝礼や献血の際の記念品代等に要する費用でございます。

9節旅費につきましては、食育推進員の費用弁償及び健康プラン計画アドバイザー費用弁償、さらには保健師の研修の際の旅費でございます。

11節需用費につきましては、健康づくり推進事業、母子健康手帳、乳幼児健診及び各種健診時の消耗品と印刷製本代ほか自殺予防対策のパンフレット代等でございます。

12節役務費につきましては、クリーニング代、公用車の保険料等でございます。

13節委託料につきましては、休日の当番医制事業及び妊婦健診、乳幼児健診に要する委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、保健推進員及び食生活改善推進員の研修の際のバス借り上げ等の料金でございます。

18節備品購入費につきましては、未熟児訪問指導用の体重計の購入費用でございます。

19節につきましては、負担金としまして黒川病院への大和町分の負担金としまして黒川地域行政事務組合へ、ほか各種医療対策委員会等への負担金でございます。補助金につきましては、里帰り妊婦健診、検査への補助並びに大和町保健推進委員会、大和町食生活改善推進委員会への補助金でございます。

24節投資及び出資金につきましては、水道事業会計への出資金でございます。

28節繰出金につきましては、戸別合併処理浄化槽特別会計と水道会計への繰出金でございます。

次のページ、54ページをお願いします。

2目予防費でございます。

予防費につきましては、感染症の予防、各種予防接種、健康診査、各種がん検診のほか健康教育、健康相談、健康づくりモデル事業に要する費用等でございます。

7節賃金につきましては、各種検診、健康相談時におきます保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等に要する賃金でございます。

8節報償費につきましては、予防接種被害委員会委員への謝礼、健康づくりモデル事業の講師謝礼等でございます。

11節需用費につきましては、各種検診の申込書、通知書の印刷代等、さらには予防接種等の通知、予防接種券の印刷、インフルエンザ対策用品代でございます。

12節役務費につきましては、予防接種、各種がん検診等の通知代等でございます。

13節委託料につきましては、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン等の個別予防接種、健康増進法に基づきます健診、一般的な集団健診でございます、並びに各種検診に関する委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、健康づくりモデル事業等の研修会時のマイクロバス等の借上料等でございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

町民生活課長高橋正治君。

町民生活課長 （高橋正治君）

続きまして、4款1項3目環境衛生総務費についてご説明を申し上げます。

この中には環境計画推進費、環境マネジメントシステム事業推進費、再生エネルギー等事業推進費、あと狂犬病予防費が入っておりますが、それぞれ説明をさせていただきたいと思っております。

まず、保健衛生総務費の内訳といたしまして、7節は花壇耕起等管理の賃金でございます。

8節は、環境美化推進員62名の謝金でございます。

11節につきましては、防疫の薬剤費、花いっぱい運動、大和インターの入り口の花壇の花代、肥料代等でございます。印刷費については、ごみ摘発チラシ、野焼き防止のチラシ代でございます。修繕料は、公衆衛生防疫機械の修繕料でございます。

13節といたしまして、不法投棄防止対策事業としてパトロール及び撤去作業でございますが、現在週2回を実施しております。そのほかに、

粗大ごみ、臨時ごみの引き取り日の運搬業務委託、そして春秋町内一斉清掃ごみ運搬業務、不法投棄のごみ処理の委託料でございます。13節の粗大ごみ引き取りにつきましては、現在2日間で4カ所実施しておりますが、新規に吉田地区と宮床地区を加えまして3日間6カ所と来年については計画をしております。

18節備品購入費については、防疫用の背負い式の機械とリヤカー式の購入費用でございます。

19節につきましては、負担金はみやぎグリーン購入ネットワークの年会費でございます。補助金については、大和町環境衛生連合会並びに黒川衛生協会大和支部への補助金でございます。

そして、環境計画推進といたしましては、エコファクトリー周辺対策といたしまして13節の水質検査並びにダイオキシン検査、アスベスト検査の委託料でございます。

公害対策費といたしましては、11節の修繕料といたしまして騒音測定機の点検調査あるいは13節委託料として河川水質業務調査18項目のものでございます。

狂犬病の予防といたしましては、内訳としまして8節として黒川保健所と共催しております犬のしつけ方教室の講師謝金、11節は犬の監察シール等の作製代でございます。また、公用車の車検整備費用でございます。12節は電話料、公用車の保険料でございます。13節は狂犬病予防注射業務委託料でございます。14節は狂犬病予防注射の借上料でございます。それぞれご説明を申し上げます。

続きまして、56ページをお開き願いたいと思います。

4款2項1目廃棄物処理料でございます。

議長 (大須賀 啓君)

順番に行くからね。まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長 (千葉恵右君)

3目環境衛生費のうち、まちづくり政策課分をご説明申し上げます。

環境衛生推進費79万2,000円の中の13万5,000円と再生可能エネルギー

一等導入事業費でございます。

1節につきましては、環境審議会委員8名分の報酬でございます。

9節旅費でございますが、環境審議会委員の費用弁償でございます。

11節需用費の消耗品のうち1万6,000円分に当たりますが、環境審議会に係る印刷用紙代、環境関連図書の購入代でございます。

13節委託料のうち210万4,000円分でございますが、再生可能エネルギー一等導入事業に係る実施設計及び委託料でございます。

15節工事請負費につきましては、再生可能エネルギー一等導入事業として平成25年度から27年度にわたって役場庁舎、ひだまりの丘、各地区の避難所への太陽光発電施設を整備するものでございまして、25年度につきましては役場庁舎屋上へ設置を行うための工事費用でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

54ページ、3目環境衛生費のうち402番環境マネジメントシステム事務推進費につきまして、財政課所管でございます52万4,000円でございますけれども、このうち13節委託料が51万4,000円でございます。これにつきましては、機密文書リサイクル、ミックスペーパー処理委託、一般職員のEMS研修委託費用というような形で51万4,000円を見込んでいるものでございます。

それから、19節負担金でございますけれども、みやぎグリーン購入ネットワーク年会費1万円というようなことで見込んでいるものでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

町民生活課長高橋正治君。

町民生活課長 (高橋正治君)

56ページをお開き願いたいと思います。

4款2項1目廃棄物処理費でございます。一般廃棄物処理とごみ埋め立て維持管理でございます。

1節報酬は、廃棄物減量等推進審議会の委員9名の報酬でございます。

8節につきましては、報償費は資源回収奨励金でございます。資源回収団体に1キロ当たり3円の奨励金を出しております。

9節につきましては、廃棄物減量等推進審議会の費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、消耗品は資源ごみ回収クリーンステーションの補充用コンテナ代と立て看板、収集予定表のポール代でございます。印刷費は、一般家庭ごみ収集計画表、廃棄物処理券、廃棄物搬入許可申請等の印刷代でございます。

12節は、クリーンヤードコンテナ保管庫火災保険料でございます。

13節委託料は、一般廃棄物収集運搬業務等委託料でございます。5年契約となっております。あともう1点がごみ埋立地除草委託費でございます。面積といたしまして1万3,039平米でございます。

19節につきましては、負担金でございます。黒川行政事務への負担金でございます。し尿処理の経費分といたしまして2,060万9,000円、ごみ処理経費分といたしまして1億8,062万円、最終ごみ処理経費といたしまして1億552万2,000円で、搬入実績によりまして算出されております。補助金につきましては、各クリーンステーションの整備費の補助金でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

農業委員会事務局長石垣敏行君。

農業委員会事務局長兼農林振興対策官（石垣敏行君）

それでは、56ページ中段からでございます。

5款農林水産業費1項1目農業委員会費でございます。

農業委員会費につきましては、農業委員会の開催その他活動に要する経費を計上いたしておるものでございます。

そのうち主なものでございますが、1節報酬につきましては農業委員



16名分の報酬でございます。

7節賃金につきましては、農業者年金被保険者並びに受給権者の台帳等の整備に要する事務補助員の賃金でございます。

8節報償費につきましては、結婚アドバイザー等への謝礼金でございます。

9節旅費につきましては、農業委員の費用弁償、研修等の旅費でございます。

11節につきましては、消耗品、コピー代、事務用品のほか、印刷製本費といたしまして農業委員会だよりの発行に係る経費を計上しているものでございます。

12節役務費につきましては、郵便料等のほか手数料といたしまして登記事項証明書等のオンライン交付手数料を計上いたしておるものでございます。

13節委託料につきましては、農家基本台帳システムの保守点検料及び証明書発行様式の変更に要する改修費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、農業委員研修等のバス借上料などを計上いたしてございます。

19節負担金補助及び交付金でございます。負担金につきましては、宮城県農業会議のほか記載の4団体への負担でございます。補助金につきましては、認定農業者連絡会並びに町農業者年金加入者協議会への補助金ということでございます。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

続きまして、2目農業総務費につきましてご説明を申し上げます。

このうち財政課所管分につきましては、基幹集落センター等管理費268万6,000円、町民研修センター管理費949万8,000円でございます。施設につきましては宮床基幹集落センター、町民研修センター、吉田ふるさ

とセンター、落合ふるさとセンターの4施設の管理費に要する経費の計上でございます。

58ページでございますけれども、7節賃金につきましては宮床基幹集落センター等の作業員、清掃員の賃金、11節需用費につきましては各施設の燃料費、光熱水費のほか、修繕料としましては施設の小破修繕等に要します経費の計上でございます。

12節役務費につきましては、通信費あるいは施設の火災保険料となっているものでございます。

13節委託料につきましては、町民研修センターの窓口業務、清掃業務、巡視業務、落合ふるさとセンターの管理業務及び各施設の防火施設等の保守点検業務の委託料となっております。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長高橋 久君。

産業振興課長 （高橋 久君）

同じく2目農業総務費の産業振興課分につきましてご説明をさせていただきます。

宮床ふれあい農園、公用車の管理費が主なものでございまして、58ページ、11節需用費につきましては、ふれあい農園、水道、電気代、公用車燃料代、修理代等でございます。

12節役務費は、公用車の自賠責保険料、ふれあい農園の管理等建物共済に要するものでございます。

13節委託料につきましては、ふれあい農園の管理委託及び浄化槽維持管理清掃委託料に要するものでございます。

19節の負担金につきましては、県農業公社、鳴瀬川水系さけます増殖協会への負担金でございます。

27節公課費につきましては、公用車重量税でございます。

続きまして、3目農業振興費でございます。

農業の振興、農地・水保全管理支払交付金事業、中山間地域振興事業、有害鳥獣対策等に要する経費となっております。

1 節報酬につきましては、農業振興地域整備促進協議会委員18名分の報酬でございます。

8 節報償費につきましては、農業経営改善相談支援チーム員報酬でございます。

9 節旅費につきましては、認定農業者研修会の旅費等でございます。

11 節需用費につきましては、イノシシ捕獲用トラップ、クマ出没注意看板代ほか事務用消耗品代等でございます。

19 節負担金につきましては、農地・水保全管理支払交付金事業費負担金外 4 団体に対する負担金でございます。補助金につきましては、黒川地域農作物病害虫防除推進協議会、これにつきましては共同防除に対する助成及びたいわ産業まつり実行委員会への助成、中山間地域等直接支払交付金、難波地区、金取北地区でございますが、これらの交付金が主なものでございます。このほか、制度資金に対する利子補給や野草駆除の農地等環境保全対策費、それからリースハウスに対する助成、産地育成対策、これにつきましては曲がりネギ用の機械購入に対する助成でございますが、これらの内容となっておりますものでございます。

続きまして、4 目畜産業費でございます。畜産事業の振興に係るものでございます。

19 節の負担金につきましては、県畜産協会及び町の畜産振興協議会への負担金でございます。

続きまして、60 ページをお開きいただきまして、補助金でございますが、町の肉用牛素牛保留促進特別事業、これは町内の子牛 1 頭、肥育牛とするための牛でございますが、1 頭につき 2 万円の助成をしようとするものでございます。及び繁殖牛子牛の事故共済事業に対する助成でございます。

5 目農地費につきましては農地に関する事業推進費に要する経費でございます。7 節賃金につきましては、直沢ため池、もみじヶ丘ため池周辺の除草賃金のほか農業施設維持管理に要する作業員の賃金でございます。

11 節需用費につきましては、アユ、イワナ等放流に係る稚魚代、舞野大橋街路灯の電気料、農業用施設の急破修繕等に要するものでございま

す。

12節役務費でございますが、農業用施設のため池、堰、水路等でございますが、これらの保険料でございます。

14節の使用料でございますが、労務・資材単価の著作権使用料でございます。

15節工事請負費でございますが、農道宇津野1号線ののり面復旧工事に係るものでございます。

16節原材料費でございますが、農道管理補修用砕石等の原材料でございます。

19節の負担金でございますが、安田堰用水路改修事業、吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合、牛野ダム管理組合、県土地改良事業団体連合会ほかの負担金でございます。補助金でございますが、排水機場洪水調整事業、これは4カ所の排水機場の維持管理に対する助成でございます。そのほか維持管理適正化事業、機能診断事業、これにつきましては西川排水機場ポンプの修繕に要するものでございます。それから特定農業用管水路等特別対策事業、これにつきましては三ヶ内排水機場のアスベスト除去に対する助成でございます。

続きまして、61ページの水田農業対策費でございますが、水田農業推進に要する費用でございます。経営所得安定対策事業の推進、それから転作の推進、人・農地プランの作成等に要する経費を計上いたしております。

主なものといたしましては、7節賃金は転作等の確認調査立ち会い及び人・農地プラン作成事務補助員の賃金でございます。

8節報償費は、水田農業先進地視察の講師謝礼等でございます。

9節旅費は、転作視察研修会の旅費でございます。

11節需用費の消耗品は、補助対象対応のコピー代等でございます。

12節役務費の手数料でございますが、水田台帳システムの保守料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、先進地視察時の車借り上げ等でございます。

19節の補助金でございますが、水田農業構造改革対策推進費は町水田

協議会や地区転作組合等への助成、水田営農条件整備事業につきましては転作用の機械の購入補助するものでございます。

続きまして、62ページでございます。

2項林業費1目林業振興費でございます。これにつきましては、林業振興、森林の整備、病虫害の防除等事業に係る経費でございます。

7節賃金につきましては、林道補修作業賃金でございます。

13節委託料は、森林監視巡視業務、蛇石せせらぎの森の維持管理、森林病虫害等防除業務の委託に要するものでございます。

15節工事請負費につきましては、林道横断溝の設置工事に係るものでございます。

19節負担金につきましては、県林業振興協議会外6団体に係るもの、補助金の林業地域振興事業につきましては大和町林業地域振興協議会への活動助成、森林保全推進費は宮床生産森林組合と吉田愛林公益会への森林整備事業に対する助成でございます。民有林育成対策推進事業につきましては、森林組合が民有林の整備事業を実施した際の県の補助に対してまた上乗せの補助をしているところでございまして、その上乗せ補助でございます。それから、森林整備活動支援交付金事業につきましては、吉田財産区外4団体の作業道等の整備事業に対する助成でございます。

続きまして、6款1項1目商工総務費につきましては、商工関連部門の一般管理経費でございます。

続きまして、2目商工振興費でございます。これにつきましては、商業、工業の振興、企業誘致活動に係る経費でございます。

9節旅費につきましては、東京、名古屋での企業立地セミナーや企業訪問に係る職員の旅費でございます。

11節需用費でございますが、これの食糧費でございますが、企業等連絡懇話会の開催に係るものでございます。

12節役務費につきましては、リサーチパーク西地区に関する新聞広告料でございます。

13節委託料は、北部工業団地のり面除草業務に係るものでございます。64ページをお開きいただきます。

14節の使用料につきましては、企業訪問時の高速代等でございます。

19節の負担金につきましては、町中小企業振興資金の保証料のほか、仙台北部中核都市建設促進連絡協議会外2団体に係る負担金でございます。補助金につきましては、くろかわ商工会活動助成、くろかわ商工会の割増商品券発行事業、町中小企業振興資金の利子補給、さらに企業立地奨励金等に要するものでございます。

21節貸付金につきましては、町の中小企業振興資金預託金に要するものでございます。

22節の補償金につきましては、町中小企業振興資金損失保証料に係るものでございます。

続きまして、3目観光費でございます。

町の一大イベントとしてございますまほろば夏まつり、お立ち酒全国大会、本町の物産振興を図るための大和町観光物産協会主催の大和まるごとフェアの開催を初め各種イベントへの参加に対する助成及び観光施設の適正な維持管理を図るための経費など、本町の観光振興対策の推進に要する経費でございます。

7節賃金につきましては、登山道、遊歩道、旗坂野営場の除草及び野営場と升沢避難小屋の管理人に対する賃金のほか、デスティネーションキャンペーンにおける「むすび丸」花壇の管理に要する賃金でございます。

11節需用費でございますが、イベント開催に係る消耗品代のほか、ふれあいの里バンガローの階段、屋根の塗装の修繕に要するものでございます。

12節役務費につきましては、旗坂キャンプ場の水質検査料及び各観光施設の火災保険料、石鳥谷夏まつりの参加者の保険料、公用車の損害保険料でございます。

13節委託料でございますが、セツ森陶芸体験館など4施設の指定管理委託費及び13カ所に係る公園管理委託に係るものでございます。

14節使用料及び賃借料でございますが、山形県尾花沢市で開催されます花笠まつり、それから岩手県の花巻市石鳥谷の夏まつりへの交流参加の際のバスの借り上げ等に要するものでございます。

19節の負担金につきましては、みやぎまるごとフェスティバル出演、南川ダム湖畔まつり実行委員会、伊達な旅キャンペーンなどへの負担金でございます。補助金につきましては、大和町観光物産協会、お立ち酒全国大会実行委員会及び島田飴まつり実行委員会、まほろばまつり実行委員会への助成でございます。

よろしく願いいたします。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 （大畑憲治君）

それでは、説明書65ページをごらんになっていただきたいと思います。

7款1項1目土木総務費でございます。

この土木総務費であります。用地対策事務及び各種協会等への負担金に要するものを計上させていただいております。

資料をめぐっていただきまして、66ページをごらんになっていただきたいと思います。

11節需用費でございますが、これにつきましては法令の追録代並びに参考図書の購入、それから境界ぐいの購入費に要するものを計上させていただいております。

12節役務費でございます。これにつきましては、登記事項証明の発行手数料、それから携帯電話3台分の使用料を計上させていただいております。

13節委託料でございますが、これにつきましては国土調査の誤り訂正の用地の地積測量図の作成に係るものを計上いたしておるものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、仙台法務局へ用務の際に使用する駐車場の使用料並びに建築物価本の著作権の使用料によるものを計上したものでございます。

19節負担金でございますが、これにつきましては県道路協会外13団体への負担金となっておりますのでございます。

続きまして、7款2項1目道路維持費でございます。これにつきましては、町道の修繕、側溝の修繕並びに舗裝修繕、街路樹の剪定や除草、道路維持作業車の管理、町道の維持管理及び街路灯、ことし4月1日からオープンするバスターミナルの管理費を計上したものでございます。

説明書67ページをごらんになっていただきたいと思います。

7節賃金でございますが、これにつきましては山間部の町道の除草の地区委託分と、それから街路樹の剪定作業、それに係る賃金を計上したものでございます。

11節需用費でございますが、これにつきましては土のう袋や除草剤、道路の維持作業の資材ほか、グレーダー、ショベル、3トン半ダンプの公用車両の消耗品を計上したものでございます。そのほか、燃料費につきましては道路の維持管理車両のガソリン代を計上したものでございます。光熱水費につきましては、街路灯及びバスターミナルの電気、上下水道料を計上したものでございます。修繕料につきましては、公用車両の車検、修理費及び街路灯の修繕費を計上したものでございます。

12節役務費につきましては、公用車の車検の際の印紙代、それから都市建設課所管の車両の損害保険料を計上したものでございます。

13節委託料につきましては、植樹帯の除草業務及び街路樹の剪定業務、それからバスターミナルの待合所の清掃、警備に要する経費を計上したものでございます。

14節使用料、これにつきましては町道升沢線外2路線の土地の借上料、それから2トントラックのリース代を計上したものでございます。

15節工事請負費でございますが、これにつきましては継続させていただいております町道中町下町線の舗裝修繕、それから吉田の台ヶ森線の側溝修繕等計上したものでございます。

16節原材料費でございますが、これにつきましては補修用の碎石、それからアスファルトの合材、側溝のふたの購入等を計上させていただいたものでございます。

27節公課費につきましては、3トン半ダンプの自動車の重量税を計上したものでございます。

続きまして、2目道路新設改良費でございます。これにつきましては



防衛省の補助事業、町単独事業に要するものを計上したものでございます。

下段、11節需用費でございますが、これにつきましてはコピー代、積算資料の図書購入、その他一般事務用品を計上したものでございます。印刷製本費につきましては、補助事業申請時に使われる図面の作成に要するものを計上したものでございます。

資料68ページをごらんになっていただきたいと思います。

13節委託料、これにつきましては町道の舞野蒜袋線、大雨の際、冠水して通行どめになる路線なんです、これの冠水対策を検討するものを委託費の中に計上しております。それから、町道の桧木上舞野線、ヨークから舞野の集落に通じる道路なんです、国のほうでちょうど中央付近にかかる丸子淵橋のかけかえに伴った、その前後の道路の改良工事を実施するというので、25年度につきましては測量設計業務を予定するものでございます。

続きまして、14節の使用料でございますが、これにつきましては土木積算システムの機械の借上料でございます。

続きまして、15節工事請負費でございます。これにつきましては、防衛省の補助事業であります町道の柿の木線、それから昨年に引き続き国道4号から入ってきております町道の高田線の舗装改良工事を予定するものでございます。単独費のほうでは町道の下原線、総合運動公園に通じる吉岡宮床線から火葬場に通じる路線なんです、その改良舗装工事を実施するものでございます。

続きまして、3目橋りょう維持費でございます。これにつきましては樋場橋の支障木の除去作業に要するものと、それから橋梁の長寿命化を計画する業務を25年度発注するものでございます。

続いて、4目交通安全施設整備事業費でございます。これにつきましては、交通安全工事といたしまして、消えた区画線及びガードレール、そういうものに要する費用でございます。

16節の原材料費につきましては、カーブミラー、それから標識等を購入する費用でございます。

続きまして、7款3項1目河川費でございます。これにつきましては、

吉田川外6河川の維持管理に要するものでございます。

7節賃金、これにつきましては、河川に支障木、そういうものが堆積した場合、撤去作業に要する人夫賃、それから三峯防災調整池の除草の人夫賃でございます。

11節需用費でございますが、これにつきましては西川右岸の樋門の電気料に要する費用でございます。

13節委託料につきましては、洞堀川除草作業業務、それから西川の樵樋管操作に関するものでございます。なお、鶴巣小鶴沢の準用河川、小西川改修に当たります測量設計並びに吉田の明ヶ沢川の排水機能改良検討に要する費用もこの中に含まれるものでございます。

15節工事請負費でございますが、先ほど申しました小西川改修に係る、河川改修に係る費用でございます。

16節原材料費でございますが、これにつきましてはオイル吸着マットを購入するものでございます。

19節の補助金でございますが、これにつきましては河川愛護会へ助成するものでございます。

続きまして、7款4項1目都市計画総務費でございます。

1節報酬並びに9節旅費につきましては、都市計画審議会、ことしも3回の予定でございますので、それに要する費用を計上したものでございます。

7節賃金でございますが、これにつきましては都市下水路の清掃に要するものでございます。

11節需用費につきましては、都市計画法令の追録代並びにカラープリンターのインク代を計上したものでございます。

19節の負担金につきましては、全国街路事業促進協議会と、それから都市計画協会の2団体への負担金でございます。

25節積立金につきましては、都市整備基金積立金となっているものでございます。

2目下水道費、これにつきましては下水道事業特別会計へ繰り出し分となっているものでございます。

続きまして、3目公園費でございます。これにつきましては、公園、

緑地、緑道の維持管理に要するものでございまして、まず7節賃金でございしますが、これにつきましてはせせらぎ水路及び給食センター前のひょうたん池の除草清掃業務をお願いするものでございます。

11節需用費につきましては、公園の遊具、ベンチ等の修繕に要するものでございます。光熱水費につきましては、地区に委託しております南五福院公園外6公園の電気並びに上下水道料でございまして。

12節役務費でございしますが、これにつきましては公園の水道の開栓に要する費用でございまして。そのほかに火災保険料はトイレやあずまの保険料でございまして。

13節委託料、これにつきましては東下蔵公園ほかの指定管理分都市公園を大和町の地域振興公社へ委託している分があります。その分が2,308万9,000円、それから随意契約分として同じく地域振興公社のほうに委託しております公園緑地、それから緑道分といたしまして1,383万5,000円、そのほかに地元地区へ委託をお願いしておりますもみじヶ丘1号公園外5公園と、それから1つの公共施設用地の管理委託といたしまして321万2,000円、そのほかに公園の遊具の点検料をこの委託料で計上しているものでございます。

15節工事請負費でございまして。これにつきましては、仮称でございしますが、鶴巣防災センターの上の鶴巣ふれあい公園の整備に要するもの並びに吉岡の4号沿いにある一里塚公園の遊具の更新に要する経費を計上したものでございます。

19節負担金、これにつきましては国営みちのく杜の湖畔公園建設費及び日本公園緑地協会への負担金でございまして。

資料をめぐっていただきまして、70ページをごらんになっていただきたいと思っております。

7款5項1目住宅管理費でございまして。

住宅管理費につきましては、木造一戸建ての住宅55戸、それからアパート7棟の140戸、合わせて195戸の維持管理を要する経費となっているものでございます。

7節賃金でございまして。これにつきましては解体跡地の除草作業に要する人夫賃を計上したものでございまして。

11節需用費、これにつきましては雨漏りや結露による内装塗装、クロス  
の修繕、排水管の詰まりによる高圧洗浄に要する費用を計上させてい  
ただいております。

12節役務費につきましては、納入通知や督促書の郵送料、それから給  
水施設検査手数料及び火災保険料を計上したものでございます。

13節委託料につきましては、下町住宅、西原第一住宅周辺の樹木の剪  
定業務あるいはアパートの受水槽の清掃委託業務と、それから消防設備  
の点検業務を計上したものでございます。

14節の使用料につきましては、宮床の下小路住宅の土地の借上料でご  
ざいます。

15節工事請負費でございますが、これにつきましては木造住宅8棟、  
内訳を申し上げますと、西原第二住宅が3棟、西原第三住宅が2棟、西  
原第四住宅が1棟、山ノ神住宅が1棟、道下住宅が1棟の全部で8棟の  
解体工事でございます。そのほかに下町住宅周辺のネットフェンスが老  
朽化をいたしましたので、その改修工事もこの中に含まれているもので  
ございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)  
総務課長伊藤眞也君。

総務課長 (伊藤眞也君)

次に、8款1項1目常備消防費でございます。

19節の負担金につきましては、黒川地域行政事務組合への消防経費に  
係る負担金でございます。

2目非常備消防費につきましては、消防団員565名の報酬及び出動手当、  
団員の装備品の購入代のほか、ことし10月に横浜市で開催されます全国  
女性消防操法大会に大和町が宮城県代表として出場することになりました  
ので、出場選手の装備品代、訓練に要する各種経費等を計上したもので  
ございます。

1節につきましては、消防団員565名に対する報酬でございます。

8節は、団員表彰の際の記念品代、9節につきましては団員の出動手

当及び女性消防操法大会に出場する選手の訓練の際の費用弁償及び横浜市までの選手、支援団員の旅費等でございます。

11節は、団員の活動服、半長靴及び火気演習用資材等の購入に要する費用及び全国女性消防操法大会に出場する選手の装備品などの購入に要する経費を計上したものでございます。

14節につきましては、火災出動の際の車借上料及び女性消防操法大会並びに消防団120年の自治体消防65周年記念大会が東京でございます。これに参加する際の車借上料等でございます。

18節につきましては、全国女性消防操法大会で使用する可搬消防ポンプの購入に要する経費でございます。

19節負担金でございますが、県市町村非常勤消防団員補償報償組合への負担金及び町婦人防火クラブ連合会への補助金でございます。

3目消防施設費でございますが、防火水槽や消火栓など消防施設の維持管理に要する経費を計上したものでございます。

11節は、小型動力ポンプ軽積載車等の燃料代やポンプ小屋の電気料及び防火水槽の修繕などに要する費用を計上したものでございます。

12節は、消防ポンプ車の保険料等でございます。

13節は、消防団無線呼び出し装置の保守点検委託料及びもみじヶ丘防火水槽の管理委託料でございます。

14節につきましては、消防自動車車庫の土地借上料でございます。

15節は、小型ポンプ庫2棟の解体費と建築工事費でございます。

72ページでございます。

19節につきましては、消火栓の維持管理に要する経費等でございます。

27節は、軽積載車3台分の自動車重量税でございます。

次に、4目水防費につきましては、水防活動に要する経費を計上したものでございます。

8節は、水防協議会13名に対する謝礼でございます。

9節につきましては、水防活動出動に対する費用弁償でございます。

11節は、水防倉庫の備蓄資材購入代、水防活動時の食事代などがございます。

12節につきましては、電話料等の通信運搬費でございます。

16節原材料費につきましては、水防倉庫に備蓄する土のう用の砂購入に要する経費でございます。

次に、5目災害対策費でございます。

移動系の無線の保守管理、地域防災訓練に要する経費、自主防災組織の設置促進及び木造住宅耐震診断士派遣事業や家具転倒防止事業等に要する経費を計上したものでございます。

1節は、防災会議の委員15名に対する報酬であります。

4節につきましては、臨時職員の社会保険料でございます。

7節は、臨時職員の賃金でございます。

8節につきましては、自主防災組織に関する研修会の講師謝礼を計上したものでございます。

9節は、防災会議委員の費用弁償でございます。

11節につきましては、自主防災組織の訓練時の非常用食料の購入代、自主防災組織に対応する救急工具代、地域防災訓練の焚き出し訓練用の非常食などの購入代等でございます。

12節は、衛星携帯電話料、震度計情報等回線使用料及び地域防災訓練で使用します消火器の詰めかえ手数料などでございます。

13節委託料につきましては、地域防災計画の見直し策定業務委託料のほか、木造住宅耐震診断士派遣委託料などでございます。

18節備品購入費につきましては、自主防災組織に貸与する発電機及び衛星携帯電話3台の購入に要する経費でございます。

19節につきましては、県地域衛星通信ネットワーク市町村等無線局管理負担金、電波利用料及び木造住宅耐震改修工事への助成金などに要する経費でございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

本日はここで説明を終わりにしたいと思います。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定  
しました。

本日はこれで延会します。

再開は、あすの午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後3時27分 延 会